

平成 27 (2015) 年度 第 2 回多文化共生推進検討委員会
議事録

平成 27 年 9 月 8 日 (火)

都庁第二本庁舎 31 階特別会議室 22

午後 2 時 04 分開会

○山崎課長 開会前に配付資料の確認をさせていただきたいと思います。

まず、資料 1 は、多文化共生推進検討委員会の委員名簿をつけてございます。資料 2 は、多文化共生推進における課題及び施策目標（案）でございまして、それから、資料 3 といたしまして、2006 年に総務省で出された多文化共生推進プログラムです。

それから、参考資料 1 といたしまして、第 1 回の多文化共生推進検討委員会の議事録をつけさせていただいております。こちらのほうは、皆様の確認がとれましたので、ホームページのほうにアップさせていただきたいと思います。それから、参考資料 2 といたしまして、都民生活に関する世論調査で平成 24 年に生活文化局のほうで実施したものでございます。

その調査の中身を簡単に話すと、「地域を外国人とともに暮らしやすい社会にするため、どのようなことをしたいと思えますか」という設問に対し、「外国の生活習慣、文化等を理解したい」という回答が 1 番になっており、「日本人と外国人がともに暮らしやすい社会にしていくために、行政はどのように取り組むべきだと思いますか」という設問に対しては、「外国人に対して日本の生活ルールや習慣、文化の違いなどを周知する」という回答が 1 番になっている、ということをお紹介させていただきます。

それから、資料はないんですけども、2014 年に「人権に関する世論調査」というのをやっております。そちらでは、外国人の人権ということで、外国人への人権侵害というところの設問がございまして、その 1 番として挙げられていますのが、「アパートなどの住宅への入居が困難なこと」というところが 1 つ意識されています。

それから、もう一つの設問といたしまして、「外国人と日本人が互いを尊重し合いながら暮らすために必要な取組」というのがございまして、そこに関する回答といたしましては、「外国人に対して日本の風習や習慣等の違いを周知する」ことが 1 位になっているところをお紹介させていただきます。

参考資料 3 といたしまして、新宿区さんで行われました、「外国にルーツを持つ子供の実態調査報告書」、それから、参考資料 4 といたしまして、大田区さんのほうで平成 26 年度の「大田区多文化共生実態調査」、参考資料 5 といたしまして、八王子市さんのほうで平成 23 年に実施されています、「外国人に関する市民アンケート調査」を参考としてつけさせていただいております。それから、参考資料 6 ですが、先月、8 月 25 日に、「東京都人権施策推進指針」というのを発表しております。こちらのほうで外国人の項目がご

ございましたので、2枚つけさせていただいております。

あとチラシを1枚置かせていただいております。人権部が中心になりまして、東京都として、人権のイベント「ヒューマンライツ・フェスタ」というのが、10月の9、10、11日で、国際フォーラムのほうであるんですけども、今回のテーマは「多文化共生」ということで開催いたします。人権部だけではなくて、私ども生活文化局とか、いろんな局で連携しながらやっているイベントでございます。もしよろしければ、ぜひ足をお運びいただければと思います。

配付資料につきましては、以上でございます。

それでは、山脇委員長、お願いします。

○山脇委員長 それでは、ただいまから第2回「多文化共生推進検討委員会」を始めたいと思います。

本日は、お忙しいところお集まりいただき、ありがとうございました。

まず最初に、委員の方が1名新しく加わられています。それから、東京都事務局のほうで人事異動がございましたので、その点に関しまして、事務局から御紹介をお願いいたします。

○山崎課長 改めまして生活文化局多文化共生推進担当課長の山崎でございます。よろしくをお願いします。

まず、委員会の委員でございますけれども、今回より、新たにマスコミ関係の方に委員になっていただきましたので、御紹介をさせていただきます。

NHK解説委員の広瀬委員でございます。

○広瀬委員 こんにちは。広瀬と申します。ちょっと読みにくいんですけど、広瀬公巳と申します。よろしくをお願いいたします。

NHKで主にアジアを中心に解説をさせていただいております、外国人の関わる問題についても解説を担当させていただいております。グローバルな視点をということで、今回参画させていただくことになったんですけども、私自身は、フランスとインドとマレーシアに計8年仕事で暮らしております、多文化共生というのを生活者として見てきたということと、あとはマスコミの立場からいきますと、やっぱり外国人の問題というのは、見える化、可視化というのがまたすごく大切なので、そういった点でも意見を言っていけるのではないかなと思っています。

グローバルといっても、第1回の議事録を拝見させていただいたら、もう私がグローバ

ルなんて言うことよりも、皆さんの御意見が本当に多様でグローバルな点を指摘されているので、これから、途中参加ですけれども、議論についていきたいなと思っております。よろしく申し上げます。

○山崎課長 ありがとうございます。

続きまして、7月16日付で東京都に人事異動がございました。生活文化局長でした小林が異動いたしまして、後任に多羅尾が着任いたしております。ここでお時間をいただきまして、多羅尾局長から一言御挨拶をさせていただきたいと思っております。

○多羅尾局長 ただいま御紹介をいただきました、生活文化局長の多羅尾でございます。7月16日付で、港湾局から生活文化局に異動してまいりました。どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日は、大変お忙しい中、委員の皆様方には御出席をいただきましてありがとうございます。また、山脇委員長を初め、皆様方には、前回、第1回目の委員会におきまして、さまざまな御議論をいただいております。大変ありがとうございます。

私も、第1回目の議事録を拝読させていただきまして、この多文化共生という分野は非常に幅広くて、そしてまた奥深いものがあるということを改めて認識させていただきました。

東京都には、今年の7月現在で43万3,000人の外国人の方々が住んでいらっしゃいます。前回の委員会、1月現在の在住外国人数として、約42万人（4157千人）と御説明させていただいたと思いますが、この半年で1万5,000人以上の外国人の方が新しく東京に住まわれておるといふ現状でございます。

このような状況がある中、東京都では、昨年末策定した長期ビジョンにおきまして、目指すべき将来像として「世界一の都市・東京」の実現を掲げ、そのための目標の1つとして、世界をリードするグローバル都市の実現を目指しております。そのためには、多文化共生の考え方は非常に重要でございます。また、東京がオリンピック・パラリンピックに向けても、そのレガシーとしても、多様性を尊重した成熟都市としてさらに発展していくことが必要でございます。そのために、国籍や民族などの多様性を尊重し、日本人と外国人がともに東京都のまちの一員として活躍できる都市を目指す、多文化共生の考え方は欠かせないものでございます。

本日は、第1回の委員会の御議論を踏まえまして、多文化共生社会の実現に向けた課題を整理し、皆様方にお示しさせていただいております。これを1つのベースといたしまし

て、さらに皆様方から課題や方向性などの御意見をいただき、検討を深めていただければ大変幸いです。

限られたお時間の中ではございますが、それぞれのお立場から、積極的に御意見や御提案をいただきまして議論が行われることをお願い申し上げます。

簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。

皆様、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○山崎課長 また、新たに次長職が新設されまして、桃原が着任いたしておりますので、御紹介させていただきます。

○桃原次長 生活文化局次長の桃原でございます。

7月15日まで局の総務部長をしておりまして、前回は後ろのほうから傍聴をさせていただいておりました。今回から事務局として参加させていただいております。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○山崎課長 なお、大変申しわけございませんけれども、局長は、この後、所用がございますので、ここで退席をさせていただきたいと思ひます。

○多羅尾局長 申しわけございませんが、失礼いたします。

○山崎課長 委員長、以上でございます。ありがとうございました。

○山脇委員長 ありがとうございます。

それでは、お手元の次第に従ひまして、進めてまいりたいと思ひます。

まず、本委員会の定足数について、事務局から報告をお願いいたします。

○山崎課長 定足数につきまして、事務局より御報告させていただきます。

本日は、ルックマン・ゴチエ委員が御欠席でございます。出席委員が15名となっております。多文化共生推進検討委員会設置要綱第7に定めます定足数の過半数の出席をいただいております。本委員会は有効に成立しておりますことを御報告いたします。

○山脇委員長 ありがとうございます。

次に、本日の次第について御説明いたします。

最初に、今後の指針を策定するに当たり、事務局でまとめていただきました多文化共生推進における課題及び施策目標、こちらについて説明をさせていただきます。その後、課題と施策目標について、皆様から御意見をいただきたいと思ひますが、3時半を目安に一度休憩をとりたいと思ひます。終了時間は17時を予定しています。

既に皆様方に御案内してあるかと思ひますが、当初、本委員会、4回で終了する予定で

ありましたが、前回の議論から、さらに課題等について幅広く委員の皆さんに御意見を出していただく、御議論をいただくことが必要であると考えまして、今回、検討委員会を4回でなく5回開催することといたしました。そして、また今回、時間も、前回2時間の会議で、少し時間が足りない印象を持った方が多かったと思いますけれども、今回は3時間となっております。従いまして、本日は、皆様から幅広く御意見をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、まず、課題及び施策目標につきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

○山崎課長 それでは、御説明させていただきます。

皆様、資料2をご覧くださいと思います。A4判横のものです。

第1回の検討委員会の皆様方のお話等々を踏まえまして、現状、今把握できている課題ということで整理させていただいております。課題のほうを左側、それから、これらの課題を踏まえまして、施策目標、その下に施策の柱ということで、目標を3点、柱を5点設けさせていただいております。

課題は、1枚後ろにつけさせていただいています総務省の多文化共生推進プログラム、この分け方に沿って、多分共生の地域づくりから、それぞれ分けさせていただいております。

「多文化共生の地域づくり」におきましては、都民の意識不足、それから、あと交流機会、それから交流機会に関する情報提供の不足、あとは地域におけます外国人の参画・活躍の場の不足というものが課題ではないかということです。

それから、「コミュニケーション支援」に関しましては、行政情報の多言語対応ですとか、効果的な情報提供体制の確立が不十分ではないかということ。それから、区市町村によっても対応がさまざまあるということ。あとは外国人の日本語、それから日本社会の学習に対する支援不足が挙げられております。

「生活支援」の分野では、専門性の高い分野（法律、医療等）における相談・通訳体制が不十分ではないか。また、外国人の子供に対する学習等の支援が不十分ではないかと。また、留学生を含め、外国人の採用に積極的な企業が不足していると。あとは日本人と比べて外国人の住まいの確保が困難。あと、防災知識の普及啓発、それから災害時における支援体制が不十分。

あとは、「推進体制の整備」というところで、行政・企業・教育機関・都民などの間で、

多文化共生推進において担うべき役割の認識が不十分。あとは、外国人支援に携わる各団体間の横のつながりの不足という、こういうような課題が今のところ挙がっているという状況です。

あとは、施策目標といたしましては3点、「多様性を尊重し、受け入れる都市」、「誰もが将来に希望を持ち、活躍できる都市」、「全ての人が安心して、快適に暮らせる都市」という目標を立てました。柱といたしましては、「普及啓発」、「交流促進」、「外国人の活躍推進」、「コミュニケーション支援の充実」、「生活支援の充実」という形の柱で一旦整理をさせていただきます。

以上でございます。

○山脇委員長 ありがとうございます。

それでは、ここから議論に入っていきたいと思います。

まずは、ただいま御説明いただいた課題、そして施策目標の全体を通して、この構成について、柱立てに関しまして、御意見があればいただきたいと思います。できるだけ多くの方の御意見をいただきたいと思いますので、お1人1回の御発言、よろしければ3分以内でお願いできればと思います。

では、御意見のある方は挙手をお願いいたします。

三好委員、お願いします。

○三好委員 全体構成ということでありましたので、この資料2を見せていただいて、全体の組み立て方について意見を述べさせていただきたいと思います。

まず、この整理自体をどうしていくのか、つまり今回つくる指針というものがどういうものであるのかという、その性格を明らかにしておく必要があるかと思っています。具体的に言いますと、支援の施策の提供を受ける側、主として外国人の方だと思えますけど、そういう支援を受ける側の人たちにとって、どういう指針なのかということと、一方では、多文化共生社会を実現するという積極的な行動を都民の皆さんにとってほしいわけですので、都民が多文化共生社会というものを自分のこととして考えていくきっかけになるという、そういうメッセージ性をもっと強く出していく必要があるのではないかと考えております。そういう意味で、文言をそれぞれ見たときに、それが誰に向かって言っているのかというのがちょっとわかりにくかったというのがまず1点目であります。

2点目としては、左側の課題についてですけれども、いろんな課題はもちろんあるわけですけれども、必要に迫られている課題、例えば法律相談ですとか、医療機関を受診する

場合の問題ですとか、あるいは災害支援というのは、これは外国人にとっても必要不可欠であり、かつ緊急性が高い、優先順位が高いものということですから、早急に現状を調査して策を講じていくという、そういう位置づけが必要ではないかと思います。一方では、交流機会の拡大、あるいは行政情報の多元化というのは、これも必要性は高いんですけども、一般都民が広くそこに関わってこないという意味を持ってこないで、そういう意味では、協力してくれる人たちをどうやって養成していくのかということがあわせて課題になってくるのかというふうに思っています。

一番下にある推進体制についても、既に幾つかの取組が行われておりますし、市・区の方からも、そういうお話を既にいただいておりますので、既に行われていることとの役割分担、あるいは協力体制ということ念頭に置いて整理をしていく必要があるのではないかと思います。

それから、3点目としては、右側の施策目標、あるいはその施策の柱というところに関してですけれども、まず1つは、施策目標は、これは言葉としてはさっとわかるような気がするんですが、さっきのメッセージ性ということからして、都民の方にどうやって訴えかけていくのかというのは、非常に必要かと思えます。そういう意味でちょっと考えたのが2つほどありまして、1つは、多様性というのは、そもそも都市の活力源だということをもうちょっとアピールしていいのではないかと。東京は多様な人・物がいろんなところから集まって、交流することによっていろんな活動が活発になって、さらに交流が盛んになるという、そういう都市の特性というものが東京の成長を長く支えてきたものだと思っております。都民の皆さんも、意識するか否かに関わらず、東京が多様性を持っている都市であるということの恩恵を受けているはずなので、やっぱりそういうことをもう一度再認識することによって、多文化共生ということの意味が都民の方にもわかっていただけるのではないかというふうに思っています。ですから、その辺をもう少し強調したらいいのではないかというのが1つです。

それから、2つ目には、東京は、前回の諮問の中にもありましたけども、東京が国際都市として、かつ首都として、資本・人材・情報が集まる施策をこれからも拡大していこうというふうに考えているわけでありまして、そうなってくると、外国企業に従事し、従業員の方、それから、その家族の方が東京に集まってくる、あるいは東京で活動する、東京で生活するということが、これからますます盛んになることが予想されるし、そういうことを東京としてもっと積極的にバックアップしていく必要があるのではないかと。

はまさに国際都市・東京としての環境整備ということが都市政策として必要なのではないかと。それを外国人にもちゃんとメッセージを送ることによって、東京に来る人たち、外国人の方々が、不安をより少なくできるのではないかとということで、これは東京が国際都市であるということの固有の目標として、この施策目標の中にも明記したほうがいいのではないかというふうに思っております。

あと、施策目標と施策の柱の関係ですけれども、施策の柱というのは、これから多分いろんな具体の施策、議論が出てくると思いますが、そういう具体策を束ねたものが施策の柱ということで、一方、施策目標というのは、それが誰に向けて実施されるものかということをおおむね明らかにしていく必要があると思っております。教育ですとか、就業、日常生活、緊急時など、外国人が生活していく上で必要なものというのが、きちっと施策目標が設定されていくということが必要ではないかと思っております。

ちょっと長くなりましたけれども、以上、全体について考えてみましたので、言わせていただきました。ありがとうございました。

○山脇委員長 どうもありがとうございました。今回、資料2の課題及び施策目標の体系につきまして、御意見をいただきました。

まず、最初に、メッセージ性が弱いのではないかとということでした。東京が多様性を生かして、都市づくり、都市の発展につなげるという、そういうメッセージをより強調したほうがいいのではないかとということが1つと、それから、あと東京の特性として、たくさん企業が集まっていて、そうした企業で働く外国人、そしてその外国の家族の方々が今後増えていく、増えるような働きかけが必要だろうと。そうした外国人やその家族に向けたサポート、支援をきちんとしていく、そういうメッセージも発する必要があるのではないかとということであったかと思えます。

それから、あと課題、これは前回の委員の皆さんのいろんな御意見を事務局のほうで整理してまとめたものですが、この中で、より緊急性の高い課題と、もう少し長いスパンで、都民の協力も仰ぎながら進めていくべき課題とに分かれるのではないかと、そうした点を意識したほうがいいだろうという御指摘があったかと思えます。

さらに、推進体制のところでは、既にいろいろなセクターが多様な取組をしているので、そうした現状を踏まえて役割分担を考える必要があるという御指摘をいただいたかと思えます。

今の点に関連して、あるいはそれ以外でも、全体の構成に関しまして、コメントがあれ

ばいただきたいと思います。

鈴木さん。

○鈴木昭彦委員 課題の3番目ですけど、生活支援というのがございますけれども、40何万人の外国籍の方が東京で暮らしているわけですが、7割、8割以上、例えば労働者の人が働いているわけですね。労働者あるいは労働の視点が、全然、今意見を聞いていても、実態とちょっと合わないんじゃないかという私は気がします。ですから、移民対策とか、そういったことはちょっと置いておいても、労働者の問題といたしますか、さまざまな問題が実際にあるわけですけども、それはやっぱりこの中で取り上げていくべきではないかというふうに思います。

それから、外国人に対する学習支援ということですけど、これはいろんな分野で気がつくんですけども、少なくとも就学前から高卒まで、高校を中退する方もございますので、ある程度、長い目といたしますか、展望といたしますか、そういった目で、最低限18歳まで、高校を卒業する程度までは、きちんと保障できるようにやっていく必要があるんじゃないかというふうに思います。ですから、これは都でも夜間中学とか定時制高校なんかも入っていくわけですけども、本当に、定時制高校なんかですと、学校をばっくってしまう率が高いんですね。例えばすぐ1学期でも何分の1いなくなってしまうような、そういう状況がありますので、そこはやっぱりきちんとサポートなり、ここはお互いにやっていくわけですが、そういうのが必要ではないかというふうに思います。

それから、もう一つは、よく言われるんですけども、先ほどもNHKの方がおっしゃっていたんですけど、可視化という形でおっしゃっていたと思うのです。それに加えさせていただいて、要求を掘り起こすという形にしないと、問題が見えてこないんですね。つまり、需要があるからやりましょうとか、需要がないからやめましょうということが結構多いんですけども、そうじゃなくて、需要というのは掘り起こしていかないと、何となく顕在化しないということもありますので、例えば相談なんかもそうですけど、件数が少ないからやめましょうとか、回数を減らしましょうとか、例えば、そういうことではなくて、どれだけ問題を掘り起こして顕在化していくかという努力を一緒にしていかないと、なかなか支援になっていかないんじゃないかという気がしています。

私は、特にその2点ですね、子供さんに対する支援と、それから労働の問題は、ぜひこの中で取り上げていただきたいと思います。

○山脇委員長 ありがとうございました。

今、課題の柱の中の生活支援に関するコメントとして、外国人労働者に対する支援等をより明確に取り上げるべきではないかということや、外国人の子供に対する支援に関しては、年少の時期から成人に至るまで、長いスパンで支援を考えていかなければいけないということ。それから、こうした生活支援に関しては、ニーズがあるからする、ないからしないということではなく、積極的に行政としてニーズを掘り起こしていく、そういう姿勢が重要だという御指摘をいただいたかと思えます。

今、全体の構成に関して御意見をいただいておりますが、一通りそれが終わった段階で順番に、この課題、4つの分野に整理されていますけども、それぞれの分野に関して、鈴木さんから御指摘いただいたような形で、具体的にどんな課題が今東京都にあり、どんな施策が必要なのか、この後、さらに深めて議論をしていきたいと思えます。

そのほかに、全体に関して御意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。

お願いします。

○石綿委員 目黒区の国際交流協会には、ちょうど一緒の時期に、この多文化共生プランのようなものに対しての提言を行政に出していこうということで取り組んでいるんですが、そのときには、やはりどうしても総務省のプログラムをベースには考えたんですが、ここにもありますように、次の資料の年数を見ていただくとわかるように、2006年、年度で言えば10年前なんです。この10年間の変化というのが、余り出してきていない。災害とか、3.11がありましたので、その辺について、ちょっとどこかに出ているんですが、それ以外には出ていないので、東京都がここで取り組むとしたら、東京都自体がやっぱりその辺のことを自らつくっていく、このプログラム以降の動きというか、その辺を東京都の施策の中でどう思っていたのかみたいなものを少しお示しいただくかしないと、ちょっと先行してつくっているいろいろな自治体と、都道府県の中と同じように丸まってしまうのかなど。首都東京都の先進性みたいなものが出てこないかなというのが1つ。ちょっと、自分がやっていくこと等を含めて、反省的なものがありました。

それから、一くくりに外国人といっても、ずっと長く永住している、それから、ある程度、10年スパンぐらいで日本に滞在するとかという意味での、ある程度長い期間日本で暮らしていらっしゃる方への支援とか、その方との交流とか、いろいろな意味での、対象者といったらちょっと表現はよくないかもしれないんですけど、施策からすると、施策の対象者ということになると思うんですが、そういう串刺しというんですか、短期で来られていて、例えば留学でも、留学して日本で就業して、日本で暮らしていきたいという留学生

と、やはり研究成果を持ってお国に帰りたいと思っている方では、やっぱりその辺、同じ留学生でもやっぱり姿勢が違うんですね。そのあたりも、たまたま視点としてなんですが、全体としての柱立ての中に、やはりどこかに、長期にいらっしゃる方と、短期で何かを持って帰っていかれる方と、そういうような形の視点というのが大事なのではないかと思っています。

それと、もう一つは、これは言ってみれば都道府県レベルと基礎自治体レベルというんですか、東京都の役割と、ここの最後の推進体制のところ、行政と一くくりに書いていただいているんですけども、ここでやっぱり東京都の役割と東京の中の区市町村の役割みたいな形で、そこら辺を視点としてやっていかないと、都と各自治体、先ほど新宿とか大田の例も出ていましたけれども、そこが同じことをやってもいけないので、全体構成の中では、そういったものをはっきりと明示していければいいかなと思います。

それから、先ほど三好さんがおっしゃっていたんですが、メッセージ性という意味では、行政的な表現になるかもしれないんですけど、ここでは課題と施策の目標と柱という、ちょっと第2段階的なんですけども、メッセージ性を大きく打ち出すとしたら、やはり最初に表題的なもの、東京都のプランとして、こういう、副題になるのかどうか分からないんですけど、あるべき姿であるとか、目指すものであるとか、そういった項目というか、1つそこも議論すると、そういうメッセージ性が強く出るのかなというふうな、お話を伺っていて思いました。

○山脇委員長 ありがとうございます。

まず1つには、これは総務省のプランをもとに整理されているけれども、それに倣うだけだと東京としての新しさ、あるいは特徴を打ち出すことはできないだろうと。東京ならではの特徴を考えるべきであるという御意見をいただいたかと思います。

第2に外国人といっても、多様な外国人が東京に暮らしているわけで、そうした外国人の中で、対象をある程度分けて考える必要があるだろうという御指摘ですね。

3番目には、推進体制のところ、行政というふうに一くくりに書いてはいるけれども、大きな1つのポイントは、都と区市町村の役割分担だろうということですね。

それから、三好委員からも御指摘いただいたメッセージ性に関しては、この施策の柱、施策目標のもう一つ上に、東京都として目指すべきビジョンをどのような社会を目指すのか、そうした大きな基本目標のようなものを定めるべきではないかという御意見をいただいたかと思います。

ほかにはいかがでしょうか。

はい、お願いします。

○広瀬委員 全体構成のお話ということだったので、今いただいている4つの多様な意見は、御苦労されて詰め込む形でされたんだと思うんですけども、もう少しざっくりですね、前回の御議論の中では、支援、交流、共生とか、こういう3つの議論が大きく集約されるようなことがあったかと思うんですけども、例えばコミュニケーション支援と生活支援も、どちらも向いている方向は同じですよ。だから、そういう意味で言うと、指針を読む人が見るときに、全体構成で言うと、支援をする立場からの方向性で見る部分と、外国人の力を生かしていく、共生で見る部分と、何かそういうわかりやすい指針にするためのくくり方が、割とちょっと専門的になり過ぎているのかなという点が1点。

あとは、既に出ている意見と重なる部分はあるんですが、やはり同じものをたくさんつくっても仕方がないので、東京ならではのものというのは、もう少し強く打ち出していけないといけないのかなと。本当は3%ということ、全国を走っているということもあるし、東京は都会もあるし地方もあるしという、そういう東京が持っている多様性というものもあるわけなので、その部分をちゃんと具体的にに入れていくという点が2点目です。

もう一つは、これも既に出ている意見ですけども、やはり多文化共生という言葉自体が、包括的ではあるんですけども、わかりにくいので、メッセージ性を持たせるために、もう少し平たい、ともに生きるとか、そういう副題に当たるようなものというのは、何か副題という形ではないにしても、必要なんじゃないかなという気がします。

○山脇委員長 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

今3点の御指摘、1つには、この整理の仕方が、やや細切れ過ぎるのではないかと、専門的な印象があるということ、2番目には、東京としての特徴をより打ち出すべきではないか。それから、3番目には、やはりメッセージ性、わかりやすい表現での発信、メッセージの発信が望まれるのではないかと御指摘をいただきました。

もしほかにも御意見がないようであれば、ここで私からも、皆さんの意見を踏まえて少しコメントをしたいと思います。

今回、この課題と施策目標、事務局と一緒に準備をしましたが、通常の指針であれば、施策の柱の下に具体的な施策や事業があって、それから施策の柱を束ねる形で施策目標があって、大体、どこの自治体でも3つぐらい目標を立てるところが多いと思うので

すけれども、さらにその目標を束ねる形で1つのビジョンを打ち立てることが多いと思います。今回、そこが抜けているので、なおさらメッセージ性が弱いという印象を皆さん持たれたかと思います。その点に関しては、事務局としては、ボトムアップで、今日の具体的な検討をして、この柱がより肉づけされた段階で、それを踏まえて最終的に一番上のメッセージのところを次回お示しして、皆さんにご議論いただきたいという、そういう意向があって、こうした形になっています。

ビジョンについては、例えば1つの案ですが、「国籍や民族などの違いを認め、多様性を都市づくりに生かし、全ての人が活躍できる東京都の実現」というような、どういう社会を東京都はめざしているのかというメッセージは、私も必要ではないかと思っています。そのとき、先ほど広瀬委員がおっしゃったように、何か副題で、もう少しやわらかい、砕けた表現を加えるほうがいいかもしれません。

それから、この整理、基本的に総務省のプランにのっついていて、確かにおっしゃるように、コミュニケーション支援も生活支援も、前回の議論で出た支援、交流、共生という整理に基づけば、どちらも外国人支援に関わる部分であって、そこは分けて整理してもいいし、1つにする形で整理するのも、両方の可能性があるのではないかと思います。言ってみれば、一番右側の5つの中で、下の2つが支援に関わる部分で、上から2番目が交流ですね。その上が普及啓発、意識づくりのところなので、総務省のプランで言えば、1、2、4、5は、既に取り上げられていたテーマですね。それに対して、3番目の外国人の活躍推進というところが総務省プランには抜けていた、あるいは弱かったところです。ここは今回5つの1つという、そんなに大きな位置づけになっていませんけれども、実際には、前回のときにも議論がありましたが、東京都には圧倒的な多数、多くの企業、そして大学が集積しているということで、多様な能力を持った外国人が多く暮らしています。そうした外国人住民の力を得て東京を発展させるというところは、今回の指針の1つの大きな柱として、東京らしさを打ち出すことにつながるのではないかなと思っています。

もし何か全体の構成に関して追加の御意見がなければ、残った時間を使って、皆さんの御経験に基づいて、どんなことが今東京都にとって大きな課題であるか、そのために東京都としてどんな施策を打つべきなのかということ、より具体的に議論をしていきたいと思いますが、いかがでしょうか。

もしよろしければ、3時半に休憩の予定ですが、実際に我々がつくる指針が、この整理に従ってつくるかどうかはひとまず置いて、今、4つ分野が分かれていますので、

それにのっつて、休憩の前半に、上の多文化共生の地域づくり、それからコミュニケーション支援に関わる部分、休憩後に、生活支援、それから推進体制の整理ですね、議論をしていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山脇委員長 では、まず初めに、多文化共生の地域づくりの部分ですね。これは前回の皆さんの議論を踏まえて、3つに整理されているんですが、これで十分なのか、あるいは、これ以外にも大事な課題があるのか、御意見をいただきたいと思います。どなたからでも結構ですので、挙手をお願いしたいと思います。

○鈴木昭彦委員 何度も済みません。

私は、都民の意識不足とか、都庁の意識不足と呼んでいるんですね。なぜかという、行政は民間のほうの3年から5年先に行く経験で言いますと。ですから、むしろ都民の意識不足じゃなくて、都庁の意識不足と考えていかないと、なかなかいいプランができないんじゃないかという私は気がします。

それから、情報提供の不足とか、活躍の場の不足といったときに、誰がどういう責任者なのかと考えていらっしゃったんでしょうか。誰の責任でこういうふうな状態になったというふうに認識されているんでしょうか。

○山脇委員長 この2番目、3番目の情報提供の不足、あるいは活躍の場の不足というのは、どうして不足しているのか、誰の責任で不足しているのかというご質問ですね。

○鈴木昭彦委員 そうですね。だから、私たちが考えるべきことなのか、連携が足りないのか、行政の努力も多分いろいろあると思うんですけども、どんな認識でいらっしゃるのでしょうか。

○山脇委員長 鈴木さんは、どういうふうにお考えでいらっしゃいますか。

○鈴木昭彦委員 結局、戦略と戦術と結びつかないんですね。戦略目標は確かにあるんですけど、それにつながって全然うまく機能が連携していない。そういう意識がいつもありますね。だから、実際、目標達成というのはどういうふうに実現するという、つなぐ戦術とといいますか、戦略とといいますか、それが無いというのはいつも意識しているんですね。ですから、情報提供の不足といったときに、誰が見て、誰が責任を負うというふうに認識されていらっしゃるのかしら。

○山脇委員長 事務局の御意見を聞きたいということでよろしいですか。

○鈴木昭彦委員 はい。

○山脇委員長 そうすると、意識不足なのは、都民というよりは、都庁ではないかと。

○鈴木昭彦委員 済みません。

○山脇委員長 都の職員ということ、行政職員ということになりますか。

○鈴木昭彦委員 私は、大田区でいつもそういう目に遭っているのです。

○山脇委員長 という御意見、あるいは御質問をいただきましたけれども、よろしいですか。

○山崎課長 そうですね。どこに責任があるのかという話も含めてだとは思いますが、東京都として、これからどういうふうにしていくのかというところを考えております。こういう委員会を開かせていただいて、この中で皆様方に意見をいただいて、それで今後どういうふうに進めていくか。例えばこの不足が、東京都なり、行政が悪いんじゃないかと言われたら、もしかすると、そのとおりかもしれませんけれども、そこも踏まえた上で、どういうことをやっていったらいいのかという御意見をいただきたいと思います。

○山脇委員長 今の御質問は、特に東京都の職員という意味でおっしゃっているのか、それとも市町村も含めた行政の職員という意味でしょうか。

○鈴木昭彦委員 そういう意味です。

○山崎課長 わかりました。

○鈴木昭彦委員 特定の方を云々することは、全然意図はありません。

○山崎課長 そういう意味では、東京都だけが進めればいいわけではなく、前回もちよっとお話ししましたが、生活文化局だけで何ができるわけでもないですし、それは都庁全体で連携をとってやらなければいけないと思っています。さらに都庁だけでできる問題ではないと思っていますので、都内区市町村、それから交流協会の方々、支援団体の方々等、さまざまなネットワークみたいなものも組んでいかなきゃいけないかなというふうには考えております。ただ、そのために、いろんな実情も含めて課題等を挙げていただければ、その中で、よりよい解決策なり、よりよい施策というものが見えてくるかなと思っています。そのために皆さんに意見をいただいていると思っております。

○山脇委員長 よろしいですか。

○鈴木昭彦委員 要は情報を提供する側から見て不足なのか、情報をいただくほうから見て不足なのか。

○山崎課長 これは今、我々が持っている課題といいますのが、これまでの議論を踏まえて、こういう課題が今ありますということをも挙げていただいているもので、例え

ばその視点が、行政側から見ただけでいいのか、もしくは、そうじゃなくて、外国人の方々、日本人も含めて、都民の方々からの視点も当然必要だと思っております。その辺をどういう形がいいのかという検討していきたいですし、そういうものも入れていかなきゃいけないかなというふうに思っております。

○山脇委員長 ありがとうございます。

では、ほかの方の御意見もいただきたいと思います。地域づくり、意識不足の問題、あるいは交流機会や、交流機会の情報提供の不足の問題、外国人の地域への参画に関して、御意見をいただきたいと思います。

○岸本委員 岸本です。よろしくお願いします。

今のお話で、少しつけ加えさせていただきたいのですが、結論から言いますと、私は責任の所在というのは特になく、また、行政の方があまり活動しないという意識もありません。むしろ行政…都の方や区市町村の行政の方々結構頑張っている、と私たちは見えています。少なくとも私は見えています。それが良いのか悪いのか、いくぶん空回りし過ぎているように映っており、その結果として民間…一般市民に伝わりにくいのではないかと思います。

この問題を考える場合、行政の方々、私たち一般市民つまり外国人支援団体や各地域の交流団体を、良い意味で「利用」してほしいと私は思っています。具体的には、そのような行政の方々が、例えば多文化共生に関する勉強会や類似のものを開催しようとしたところで、やはり行政からの発信で開催したとしても、例えば私の住む豊島区で言えば豊島区でそのような情報を発信したとしても、どうしても興味を持っている世代や関心を持っている集団というものが限られてしまうでしょう。よって、もう少し「草の根」的な私たち民間団体のような方々を「利用」しまして、多方面に教育や啓発の場を設けていただければ、より広く一般市民の方々も多文化共生の意識というものを得ることができると思います。たくさんの知識や情報を持っている行政の方々、もっと私たちを利用してほしいという考えでおります。

○山脇委員長 行政と民間がより連携して、そういった市民に向けた意識づくりに働きかけたらどうかという御提案ですね。ありがとうございます。

ほかにかがでしょうか。

○長谷部委員 この4つに、ぱっと分かれてしまっているところで、なかなか言いづらいといえば言いづらいのですが、例えば今拝見して、地域における外国人の参画・活躍の場

の不足とか、情報の不足とかというあたりは、実際は、それは東京都さんがやるのかなと。先ほど石綿委員のほうが既におっしゃっておられたんですけども、東京都として具体的に何ができるかといったときに、地域に密着したような仕事というのは、それは本当は東京都がやる仕事なのかということも考えながら施策を打っていただければいいのかなというふうに思っております。

多分、本来であれば、この後半の例えば生活支援とかというところは、本来は市町村さんとか区市町村さん、いわゆる基礎自治体のほうがおやりになる。とするならば、もうちょっと東京都は大きなところを見据えて、何をやっていったらいいかということを考えていただいたほうがいいし、そうすると、まちづくりといったときに、本当に自治会さんが何をやるかというような議論をするのがいいことなのか、あるいは東京都という、まちというところが何ができるのかとかという議論をしたほうがいいのかということも考えながら御議論いただいたほうがいいのかなと思います。

つまり、地域といったときに、私たちがふっと発想することというのは、例えば地域のお祭りですかとか、夏祭りの話ですかとか、あるいは参画の場といったときに、どういう場があるでしょうというふうに考えたときに、どうしても東京都さんがやるようなことというのがなかなか具体事例として出てこない。とするならば、もう少し大きなところで、例えば後半のほうで出てきますが、コミュニケーション支援のところですね、区市町村さんによって対応がさまざまというようなことで、これは別に、多分、地域づくりと同じようなことだと思うので、どちらかというところ、グラスルーツとか、地をほうようなところは区市町村さんをお願いして、横の連携を東京都さんが見ていただいたほうがいいのではないかなというようにも同時に考えていただいたほうが、もしかするといいのかなというようにもちょっと思いました。

済みません。よろしく申し上げます。

○山脇委員長 ありがとうございます。

ここで整理された地域づくりにせよ、コミュニケーション支援にせよ、あるいは生活支援にせよ、それぞれ都の役割と区市町村の役割が違ってくるのではないかと。そういったことを踏まえて議論したほうがいいという御意見でよろしいでしょうか。ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

はい、お願いします。

○王委員 基本的には鈴木さんの意見とほぼ同じです。大きい方向性ができたとして、実際にどうやるかというときに、東京都は組織も非常に大きいですし、個々の部署がどうできるかという、かなり今までは硬直していて、そう簡単に反映できない部分というのがずっとあると思います。

前回の資料で、2010年、「東京都地域国際化推進検討委員会」というのがあって、そのとき私も同じように委員として参加させていただきました。でも、実際に、そのときの都の主な取組として、定住外国人の支援助成だとか、地域の底力再生事業助成とか、いろいろありましたけど、現場では使い勝手が悪くなかなか利用しにくい問う声が多々ありました。つまり実態と行政がやろうとしていることが結び付きにくく、本当に難しいなというふうに思っています。今でもそうですけれども。

その中で、今回、山脇さんが目玉として「外国人の活躍推進」があります。いろんな分野で新しく育ったニューカマーの若者たちが、そもそも正規職員に付くのが難しい問題があります。ですから、例えば外国人の活躍推進ということ言えば、それこそ70年代に、東京都は教員採用試験で国籍条項を削除して、外国籍にも教員になる道が開かれて教員として活躍することができているわけです。ただ、そういうふうに教員になった人たちが、日本人と同じことをやる位置づけだけの中でしか存在しないとしたら、それは外国人がその中で、日本人と違う考えの中での役割というのは果たしにくいということになります。同じ仕事も当然しますが、もう一つの視点として、多様な考え、価値観を共有するための役割というのもあっていいと思います。

ですから、人材登用で言えば、今、オリンピックを含めて、それこそ多言語、あるいはいろんな文化を知っている人たちが、外国から来た人たちをもてなすについては、一緒にやるチャンス。一緒にやるチャンスの中で、例えば定住外国人が日本語を習得するというときに、ボランティアベースでの日本語教室では初歩の会話ができただけで学習は終わっちゃうわけです。これは教える側と学習する側の両方に課題があるといえます。学習者側もちょっとできれば、もうアルバイトしなきゃということをやめてしまうことが多いこと。継続できないから、なかなか読み書きまでつながらない。じゃあ、それをポイント制にして、ここまで、このレベルまで行ったら、こういう人材の道が開けていきますよとか、その人たちにとってもプラスになって社会に貢献できるような、新しい試みは必要だともいえます。ずっと日本の今までのシステムと同じやり方で、外国人と一緒にというのがかなり多かったと思うので、大胆に言えば、そういうところの視点を変える。もっといろん

な視点なり価値観を持った人たちが一緒に議論できる場で、実際の具体的なやり方についても反映し合うようなものができればと思います。その辺の発想の問題は大きくあるのかなと思いました。

○山脇委員長 ありがとうございます。

地域づくりのところに、外国人の参画・活躍の場の不足というのがあるけれども、そもそも、そうした外国人が活躍するために、特に第二世代、若い世代の外国人が活躍するためには、まず、その前提として、子供のときから、あるいは成長する段階での日本語も含めて、学習の支援が必要で、今までのやり方では今後も外国人が育って活躍することは期待できないだろうと。そこを大胆に変えていく必要があるのではないかという御意見をいただいたかと思います。

ほかにいかがでしょうか。

三好委員が、御公務によって御退席しなければいけないことになっておりますので、ここで御退席いただきます。

(三好委員 退席)

○山脇委員長 ほかにいかがですか。

○長谷部委員 済みません。たびたびで申しわけありません。

今の王委員のコメントに追加というのではないんですけども、これはあくまで希望的なコメントというんでしょうか、外国人の活躍推進というところで、多分、一番大きく絵に描いておられるのは、留学生の活用ですとか、あとは留学が終わった後に日本の社会にそのまま残っていく方を人材として活躍させるというイメージがおありになるのかと思うんですけども、同じように、いわゆる 1.5 世とか 2 世の世代、つまり、別に留学で来たわけじゃないんですけども、生活者の人たちの子弟として、日本で生まれるか、あるいは途中から来たという子供たちもたくさんいるかと思うんですね。そういう子たちが、できれば外国人の活躍推進という枠組みで、引き上げられるといたら変なんですけれども、そういうような場ができていく。それは、当然、だから日本語の支援であったり、中等教育から高校に移るときの支援であったりとか、さまざまなものが含まれるかと思うんですけども、そういうところにも、もし目配りいただければ非常にいいのではないかと。

つまり、どうしてもいろんな人を私も見るんですけど、留学生から日本の社会に入っていく人というのは、基本的に、もともとの学歴が高いので、割とすっと入っていく、——苦勞していないわけじゃないんですけど、苦勞が割と少ない。のに対して、やっぱり日本

で生まれた子、あるいは途中で入ってきた子、生活をするために来た子たちの教育というのが、どうしても自分任せになってしまっている部分があるので、そのあたりのところを、彼らを人材として活躍の場をつくっていくというところまで目配りいただければいいのかなというふうに思っております。

○山脇委員長 ありがとうございます。王委員の御意見をサポートするような形での補足の御意見をいただいたかと思えます。

ほかにいかがでしょうか。

お願いします。

○森田委員 企業の立場となるかもしれませんが、留学生や日本に長く滞在している人材とともに、海外から赴任や長期勤務で来日する外国人で東京都や日本の国際化や経済ために貢献してくれるような方々というの、東京がさらに国際化していくには多様性の観点からも必要であると思えます。そのような方々に日本で心地よく居住していただき、日本人とともに日本の経済を盛り上げていくためにも、外国人の活躍推進を目標に掲げるのは、いいことだと思えました。

シンガポールや香港のようなアジアのほかの地域などでは、外国人と共生して生活して、経済活動を盛り上げているところがあります。東京都においても外国からの優秀な人材も受け入れられる体制にできればよいと思えました。

○山脇委員長 ありがとうございます。

日本生まれ、日本育ちの1.5世、あるいは2世の外国ルーツの子供たちに関する課題についての御発言が続きましたが、今、成人、いわゆる海外から日本にやってくる、そういう優秀な人材の活躍の場も、東京都として、より準備していく必要があるのではないかという御意見だったと思えますけど、そうした外国人の活躍の場を準備する上で、東京都に何が欠けているか、東京都が何をしたらいいか、何か御意見をお持ちでしょうか。

○森田委員 私個人の意見になりますが。

○山脇委員長 個人的な御意見でも、お願いいたします。

○森田委員 やはり仕事に集中できる環境を用意できるとよいと思えます。その点で公共機関などの多言語対応というのは、重要だと思えます。

もちろん日本語でのコミュニケーションは共生において大事だと思えますが、この国際社会においては外国人の中でも、日本語に関わらない仕事をしている人も結構いると思

ます。

○山脇委員長 英語で仕事をしている人たちということですか。

○森田委員 そうですね。買い物などの日常生活では日本語が必要になることもありますが、仕事でのコミュニケーションは英語という方々もいます。日本語でいろいろ充実させていただくのも非常に大事だとは思いますが、日本にいながらも外国語を主に使用して行われている経済活動を支援するような取り組みを考えてもいいのではないかと思います。

また、頂いた書類上では日本では外国人への対応がいろいろ不足していると記載されていますが、他の先進国の都市などでの実例を調査されて、国際的に東京都に何が不足しているのかを調査されてもよいかと思いました。日本で既に行われている多様なサポートの中には海外ではあまり見ないように感じます。日本では既に実施されている部分も結構あると思います。

○山脇委員長 それは例えばどんな分野でしょうか。

○森田委員 そうですね。言葉の支援や交流活動の機会があまりないと記載されていますが、外国人の視点が不足しているように思いました。彼らから見て足りないと感じる部分にフォーカスできるとよいと思いますので、海外から来る外国人へのアンケートをされてはいかがでしょうか。頂いた書類のアンケート結果には日本人の目線での外国人が日本人に溶け込んでいるかという質問がありましたが、こちら外国人本人たちからの視点が重要だと思います。日本人や日本に長期居住されている方以外、特に仕事で長期居住されている方も結構多いと思いますので、そういう視点も考慮していただければと思います。

○山脇委員長 ありがとうございます。

今、企業のお立場からの御意見だったかと思いますが、山崎さん、何か今の件に関して御意見ありますか。

○山崎委員 例えば多文化共生の地域づくりというところで今考えていて、このくくりとして、例えば都民の、日本人の都民の問題と、例えば都民の中の外国人、行政、企業というようなくくりで分けて、それに対して東京都が何をできるのかというようなふうな何か切り分けで考えたほうがわかりやすいのかなというふうに、ちょっと聞いていて思いました。

○山脇委員長 都民と書いているけれども、都民プラス行政、それから、企業というところも分けて、東京都に何ができるかを考えたらということですね。

○山崎委員 そうですね。このテーマについて、例えば日本人の都民に対して何が必要な

のかというところにおいて、東京都が、じゃあ、それに対してどのようにアプローチできるのかというところとか、なかなか議論が広がってしまうので、何かそういう考え方のほうが、絞って考えられるのかなとちょっと思っています。

○山脇委員長 はい、わかりました。

都民を、いわゆる日本人都民、あるいは日本に長く暮らしている都民と考えた場合に、果たして皆さんは意識不足だというふうにお考えでしょうか。冒頭、鈴木さんからは、都民よりは都庁、あるいは行政職員の意識のほうが問題ではないかというご指摘でしたが、皆さんの中で、都民の意識が不足されているというふうにお感じの方はいらっしゃいますか。

はい、お願いします。

○石綿委員 認識不足というとなかなか難しいんですけど、例えば具体的には、学生時代や留学生のときは寮のようなどころに入っていたんだけど、独立してアパートを借りようとすると、借りられないと。先日も、ユネスコ協会のほうから SOS があって、宅建業界にかけ合うとかというのはやっているんですが、なかなかそういう認識がないというのは確かにあります。ただ、それを認識不足というのかどうかというのは、ちょっとしたルールの問題なのかなと。

例えば留学生時代でもいいんですけども、日本での共同生活のことも学んでいないで、大学と宿舎だけを往復しているから、まち場の生活ができないというようなことも問題なのかなとは思っています。

東京というのはやっぱりかなり外国人の方も多いので、近くの幼稚園は、カトリック系の幼稚園があったので、外国人の方も、児童として、結構入学する人がいたんですね。学年に何人かいると。そうすると、そこで当然 PTA だとか、親の会のお父さんたちの会とかの活動をする、本当に全然問題なく、国籍なんか関係なく活動をしているんです。

ところが、例えばそういう PTA で一緒になった人たちが、先ほど自治会というお話も出ていたのですが、町会とか自治会の活動まで来るかという、私のイメージだと何かまちをつくるということに対して、外国の方、特にアメリカの方なんかは非常に強い関心を持っているのかなと思うんですけど、なかなかそこに入り切れていないというのも実態なんです。多分、新宿のように多くの外国人の方が住んでいても、なかなかそこで町会とか自治会で活躍する方が出てこないというのが、ちょっと部分的に難しいのかと。その意識という意味では、認識不足なのかなと。

そのあたりの非常に小さな話と、もう一つは、東京はそういう意味では顕在化が一番遅いんですけども、日本の人口が減ってきて、今や地方創生と言っていますが人口の取り合いになってきている。そういう時代において、東京は逆に言うと外国人労働者も多い地域、いわゆる集住地区での労働ではなくて、一般的な労働者として、外国人の方を雇用しているのではないか。本社にいたなくても、現場にはたくさんいるのではないかという意味で、雇用の場というのもあるんですが、1つ1つの企業としては努力をされているというか、戦略を持って企業経営をされているんですが、いわゆる都市経営として、そういう外国人の方の受け入れ体制みたいなものを積極的にやってきたかという、なかなかそこはないのかなと。

確かに行政、都庁でも、もっと基礎自治体でも、公権力の行使ができないというような判例もあるので、なかなか外国人雇用というのが表ならないんですけども、必要なところには必要な方を配置していくという考え方では、そういったものも提言できるのかなと思います。

多分、企業サイドはあまり、今の先進的な企業は、国籍条項とか、採用試験のときにとっていないんじゃないかと思うんですよ。そういう意味では、能力をきちんと見て採用できる。その部分というのは、企業経営者の中では余りないのかな。むしろ多様性を求めて、同じような人間ではない人間が仕事をすることで、いわゆる企業の活力を維持していくというか、伸ばしていくという、そういう視点があるので、東京という都市を経営していくという意味では、外国人と一緒に東京という都市の中で活躍していただくことが、都市の活力を生み出していくという、そういう視点からの検討をすれば、この辺の課題がもう少し楽になってくるのかなと、そんな気がしているんです。

○山脇委員長 ありがとうございます。

今、新宿区の話が少し出ましたが、新宿区における多文化共生の意識づくり、あるいは意識不足というあたり、もしコメントがあればいただきたいと思いますが。

○鈴木靖副委員長 新宿区の鈴木でございます。

今、石綿さんのほうから、町会・自治会の話がございましたけれども、前回のときにも申し上げたように、例えば地域的には住民のうちの3割~4割以上の方が外国籍の方というところが数町ございますが、恐らく町会内の外国籍の方というのはほとんどいない。そういった住民組織とえば、商店街のほうが比較的進んでいるという状況です。これをどう捉えるのかというの、なかなか私どもも苦慮しているところがあります。例えば防災

等も含めて、実際に新宿区に初めて居住される外国の方には、生活ハンドブックというのをお渡しする中で、町会・自治会にもぜひ入ってくださいという御紹介はしていますが、なかなか進まないという現状があります。

町会・自治会という制度自体が、ある外国の方は国にないというような話も聞きます。また、もともと日本人だけの組織というところに外国の方が入ってくることにに対する抵抗感というのも、若干あるのではと感じます。その辺が難しいと認識はしています。

あと、一番最初の多文化共生の地域づくりというところで今議論をずっとされていて、さまざまな議論がなされているところですが、新宿区では、多文化共生のまちづくりを進めるといのが、大きな目標になっているので、課題と言われると、最終的に目指すものはどこになるのか、目指すところはどこなんだろうというのが非常に戸惑っているところではあります。

○山脇委員長 どうもありがとうございました。

ほかに御意見ございますでしょうか。

○岸本委員 この「都民の意識不足」についてですが、2つ目の「交流機会」のなかのこの「交流」という言葉に注目して「共生」という言葉と比較しますと、少なくとも私の住んでいる豊島区においては、交流の機会は結構あるほうだと思いますので地域住民に交流の意識は自ずと生まれてくるでしょうが、「共生の機会」…という言葉は変ですがそのような機会に巡りあっても、地域住民に共生の意識は不足しているのではないかと考えています。

私どもの組織を例にしますと、おみこし巡行をはじめとする伝統的な祭りや地域のイベントを通じて外国人と触れ合うということを活動としています。ただ、それはあくまでも非日常の時間であって、正直なところ豊島区の日本人住民は、異文化と触れ合うだけで満足しているという現状があります。そして、非日常の時間が終わった後、日常的な生活時間においては、コミュニティデザインの視点から言いますと、いわゆる昔の「向こう三軒、両隣」の意識の中に外国人住民が抜けているということを、強く肌で感じています。やはりそれは、先ほど他の委員がおっしゃった「町会や自治会に既に入っている日本人の拒否反応」というものもあるのかもしれませんが。私が前回の会議で申し上げたように、交流はもう既に達成しているので、そこから先の共生…「交流から共生へ」という次のステージで、先ほど申し上げた教育、例えば共生意識の啓発というものを行政の主導で展開してほしいと思っています。

以上です。

○山脇委員長 ありがとうございます。

安田さんは、ふだん、広く市民の交流に関わられていると思いますが、もし何か御意見がありましたらお願いします。

○安田委員 私どもがやっている交流というのは、この交流をしたからといって、すぐに多分化共生ができるというものではないんですが、やっぱり交流をする機会をつくるということが一番大事だと思っていて、そこの交流を通して我々が外国人と一緒に、ともに暮らしているということを意識づけるという機会が一番重要ななと思っています。

ちょっと話はそれるんですけども、ルックマンさんから、意識改革が必要というご意見があって、私も、多文化共生で取り組んでいくに当たって重要な部分というのは、一番はここかなというふうに思っています。意識改革は誰がするべきかという、民間がするべきだし、一人一人がするべきだし、あと行政もするべきだと思っています。外国人が日本で活用していこうとしたときに、例えば住まいであったり、こういった孤立とかの話であったりとかというところで、活躍していこうという意欲を持ったときに結構腰を折られる話だと思います。こういった部分に関しては行政が取り組んでいくべきだし、気持ちよく一緒に暮らしていくにはどうしたらいいのかという部分は、民間レベルで、我々どものような、国際交流のような地域の振興協会ですべてやっていくべきだと思っています。それぞれ役割が必要かなと思っています。

○山脇委員長 ありがとうございます。

そろそろ3時半になりますけど、ほかにまだ御発言はありますか。

○王委員 今の議論で、都民の意識不足と書いてありますが、よくよく考えてみると、どこの国でも定住外国人に対してはそんなに意識するということはないと思います。ここでいう話は何なのかというと、私はやっぱり生活者、外国人も、東京なら東京にいる生活者、その生活者として、どう一緒に何か築いていけるかとか、あるいは、もともとハンディを持っている言葉の問題とか、心の問題だとか、あるいは制度の問題をどういうふうに同じ目線で見つめていけるかという議論ではないかと思います。ですから、人材として、外国から日本へ働きに来ている人たちもたくさんいますけれども、生活の視点で言えば、一緒に来ている家族ですよね。あるいは最近では、家族、日本人の家庭をサポートする外国人労働力とか、そういう人たちは日本でも結局は生活者として存在するわけで、そこでの言葉の問題だとか、そこで生まれた子供の問題をどういうふうに考えていけるかということだ

と思います。

ニューカマーと言われた1世半とか2世の子供たちというのは、決してみんなが弱者じゃなくて、かなり言語も文化も2つも3つも持っている非常に優秀な青年層がいて、そういう人たちは日本で生活していく中でいろんなことを考えていると思います。そういう考えなりやり方なりというのと、でも、それこそ、生活者、日本の学校も出て、日本のことも知っていて、母国のことも知っていて、自分たちはここでこういうふうにしていきたいんだという声をやっぱり聞いて、一緒につくっていきける、そういう意味での多文化共生の地域づくりが求められていると思います。単に外国人がいるから、その人たちとどう交流するのかというのは、そういう面もあるでしょうけど、その辺はもう少し枠組みをつくったほうが混乱しない方がいいのかしらと思いました。

○山脇委員長 生活者としての外国人という観点に立って、課題を整理していったほうがいいのではないかという御意見をいただいたかと思います。

ほかにはいかがでしょうか。まだ御発言されていない方は。

○丹委員 やっぱり最後、王さんがおっしゃったように、まず生活者として外国人が交流する、だからといって、共生できるということではないんですね。あと、安田さんの御発言に私も賛成しています。

「共生」という言葉は、やっぱりともに生きているんですね。ともに生きるという実感が湧いてくるときには、お互いさま、日本人も、外国人も、お互いに衝突せず、仲よく生活できるというのが前提だと思うんです。だから、外国人がどうやって日本の社会に受け入れられて、仲よく近所の人たちにお互い挨拶できて、ああ、あの人はどこから来たんだ、ああ、あそこに住んでいるんだ、ああ、偉いな、ちゃんとごみ出しできるんだとか、そういうちょっと小さい話から、平和な話から始まって、それをどんどん積み重ねていくうちに、じゃあ、あの人は一緒に生活していけるんだ、外国人でもやっぱりみんな同じ人間だなという、そこまでなっていくのが初めて共生だと私は思うんです。

じゃあ、その外国人がどうすれば日本の社会に受け入れられるか。やはり来たときから日本はもういろんな支援の体制ができています。いろんなことに取り組んでいます。ただ、多分区市町村が取り組んでいる外国人支援というのはいろんな分野があるんですけれども、コミュニケーション支援だとか、生活支援、学習支援、日本語教育だとか、たくさんのことがあります。今まで区市町村によって対応を任されている部分があると思うんですけども、今度、東京都ができることとすれば、それを少し統一させるというか、ばらばらじゃ

なくて、必須なこと、絶対にしなきゃいけないことというのは東京都が決める。例えば、新しく外国人として来日して、1 番目に皆さんが行くのがやっぱり市役所なり区役所なりで、あと、住民登録しますね、市民課で。

その1つの窓口で一括して、日本についての情報、いろんな情報を一式渡しますという体制をつくらないとだめだと思います。今まで、私の知っている人が、まだ外国人登録という窓口があった時ですけれども、そこに行ったら、じゃあ、カードをもらって、それで終わり。待合室にいろんなパンフレットがあるんですけど、日本語情報とか、日本語教室の情報とか、何か国際交流イベントとか、いろんな情報があるんですけども、でも、その人が見なければ、そこで何も情報を得られないんですね。

一回聞いたことあるんです。じゃあ、こういう情報に関してはどこにありますかと。あれは2階のどどこなんですか。あそこが広報部なんですかといって、どうして一括にしないのかと。ですから、まず情報提供ですね。全ての生活情報、医療の情報、就労情報、全ての面で情報提供を。

○山脇委員長 情報提供のテーマは、後半でもしっかり議論をしたいと思います。

○丹委員 そうですね。それを1つとして、例えばそういうところに、東京都がそれを方針を決めるんですね。どういうところに設置する、どういうあたりでやると。1つの例えなんですね。

また、ほかにも、例えばやっぱり生活支援が一番大事だと思います。

○山脇委員長 ありがとうございます。

休憩に入る前に、一言だけ私も発言したいのですが、「外国人の住民は日本国籍の方と同じ条件で生活する権利がある」という御指摘があって、やはり意識づくりの問題を考える上で、人権の視点は欠かせないだろうと思います。最近、各国の移民統合政策を比較する国際調査の結果が公表されて、日本は全体的に評価が低かったのですけれども、一番低かったのは反差別の取組ということでした。

先ほどの東京都の世論調査の中でも、5割近い回答者から住宅における差別の指摘がありました。そうした観点から、東京都が、今回、新たな人権施策推進指針を策定したというのは、一歩前進になるのではないかと思います。

では、以上をもちまして、前半を終了して、10分間休憩して、45分から再開したいと思いますので、御着席をお願いいたします。

(休憩)

○山脇委員長 それでは、あと残り 1 時間 15 分ぐらいの時間を使いまして、後半の議論を進めていきたいと思えます。

先ほど、コミュニケーション支援と生活支援を分けなくてもいいのではないかという御意見もありましたが、後半、この 2 つをくっつけて、いわゆる外国人への支援ということで、御自由にまた御議論をいただきたいと思えますが、最初に、今回、御欠席のゴチエさんからいただいたご意見を簡単に御紹介したいと思えます。多文化共生推進のための根本的な考え方として、長期滞在の外国人住民と短期滞在の外国人住民を分けて考える必要があるという御指摘がまずありまして、長期滞在の外国人に関しては、多言語化が進まないイコール多文化共生が進まないということではないというご意見です。

それから、2 つ目に、日本人の意識改革が必要であるとのご意見です。外国人住民も、日本国籍を持つ人のみに与えられている権利、投票権などを除いて、基本的に同じ条件で生活する権利があるが、実際には、生活の基本である住宅ローン、クレジットカード、アパートなどで、日本人と同様に契約できないことが多いとのことです。御本人は電通にお勤めですが、クレジットカードの審査が、新入社員の中でお 1 人だけ、通らなかったそうです。

それから、短期滞在の外国人に関しては、交流の促進と教育、それから、英語化イコール多文化共生ではないと。そういう基本的な考え方をベースにすべきだという御意見をいただいています。

では、後半、コミュニケーション支援、そして、生活支援の分野におきまして、より突っ込んだ議論をしていきたいと思えます。先ほど、既に 1.5 世あるいは 2 世、日本生まれ、日本育ちの外国ルーツの子供たちの教育、あるいは、就職、就労に関して御意見がありました。それから、行政情報の多言語化の話も少し出ましたけれども、より掘り下げて議論を進めていきたいと思えます。また御自由に御発言いただきたいと思えます。

○浅岡委員 行政情報の多言語化というところで、前回は発言させていただいたのですが、行政情報は、少なくとも英中韓等の 3 言語の対応をしていかなければならないと認識しているところなんです。けれども、なかなか進まないという部分では、マンパワー、資金等の不足が原因と考えているところでもあります。これに対して、他市のいいところを探り入れればというようなことも考えるのですが、むしろ、ツール自体が統一されると、どこの自治体でもすぐに導入されやすいのかなと思うところです。それは行政事務は、およそどこの自治体もそう変わるものではありませんので、ツールを統一し、標準的なものをつく

れば割とやりやすいなと考えています。それは広域的にできる話であり、東京都さんが音頭を取って、統一のものですと決めていただく。それは東京都さんだからこそできる話なのかなと思うところです。

このツールの統一というのは行政のみならず、種々、日本語教育ですとか、いろんな意味で活用できると思います。例えば、1つ前の議論で意識という話がありましたけども、この意識についても、市町村レベルで広報紙に多少掲載したぐらいではなかなか変わらないだろうなというのが正直なところだと思います。そうしたときに、MXテレビをはじめ多くのツールを持っていらっしゃる東京都が、コンテンツをつくってメッセージを強く出していたら、どこの自治体や団体も、それを使って情報発信できるだろうなと思います。市町村とか、一般の市民の方と、あと東京都さん、それぞれ次元があると思いますが、東京都さんとしては広域的な視点から統一的なものを決めて提供していく、そういった取組が必要なだろうなと思うところでもあります。

あと、特に意識不足というところをもう一回、もうちょっと申し上げますと、繰り返し、繰り返しメッセージを発信していくことがきっと重要なだろうなと思うところです。それはテレビで聞いたことがあるな、外国人は地域の仲間ですというようなものを何度も発信することによって、当たり前じゃないかという意識になる。何年かかかるかわからないですけども、そういうことが実現できるのかなと思うところでもあります。

○山脇委員長 ありがとうございます。

今、最初に、ツールの統一の具体例として多言語化を挙げられたのですが、多言語化を推進する上で、例えば東京都にどんな取組を期待されます。

○浅岡委員 東京都さんにつくれということではなくて、例えば26市ですと、分野によって課長会があるのですが、テーマを決めてワーキングをつくろうよとか、成果物ができたので活用してくださいというような、そういった音頭取りのようなものをしていただくと、我々行政サイドとしては非常に動きやすいなと思うところでもあります。

○山脇委員長 東京都が音頭を取った区市町村の集まりの中で、その情報の多言語化について、みんなで検討をしたり、1つのガイドラインのようなものをつくったりとか、例えばそういった取組ということでしょうか。

○浅岡委員 そういうことです。

○山脇委員長 ありがとうございます。例えば意識啓発でも、そういったアプローチが当てはまるのではないかと思いました。ありがとうございます。

○丹委員 浅岡さんがおっしゃってくださったこと、本当に私もそれを思いついたことでした。ありがとう、言っていただいて。本当に東京都がそういうことができる方針を決めて、統一するもの、スタンダードになるもの、あとは区市町村が実施するだけですね。

多言語化だけではなくて、もっと深く入るといいと思います。例えば日本語教育も、日本語学習の内容、今までどういう内容で教えているのか。その内容で外国人のニーズに合っているかどうか。

また、どんどん外国人のニーズも進化していくので、それに今のテキストで対応できているのか。それとも、もうちょっと応用編も加えたほうがいいのか。ここにあるいろんな調査の結果は、恐らくこの外国人の生活実態なり、その意識調査なり、そういう調査が行われるのも、やはり外国人人口の多いところだけがやっていると思うんですが、それって、やっぱりばらばらですね、そのやりたいところがやればいいみたいな。今度、東京都が、調査の必要性があるということがあったら、東京都がそれを一斉にやりましょう。時期は別でも、東京都から全てイニシアチブをとってほしいと思います。

○山脇委員長 ありがとうございます。

今、こうした行政の調査はどこが主体になっているのかということと、都が音頭を取って、区市町村が多文化共生に関わる調査を行えないかという御質問があったかと思いますが、その点はいかがでしょう。

○山崎課長 済みません、調査につきましては、東京都は、行政の中で何らかの施策を考えていく、例えば指針だったら指針のために調査が必要だったら調査をするということで、東京都は東京都の施策に関してやりますし、区市町村に関しては、区市町村のほうでそれぞれが必要に応じてやっているというところなんです。それぞれの施策に応じてやっていくというところなんです。

あと、その後の話、イニシアチブをとってという話は、それを今度、まとめていく段階、施策に落とししていく段階で、どういうことができるかというのは考えていきたいと思えます。

○山脇委員長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょう。かなり幅広い分野が関わっていますけれども、どのテーマでも結構です。

○森田委員 今、皆さんがお話しされている内容に追加となりますが、ツールの統一については企業側としても歓迎です。事務処理をするにあたり企業側でも一律の作業ができな

いという現状があります。保育園の入園書に関わるフォームなども、各市町村で違うようで、市区町村などでフォームを統一されているのであれば、外国人の方もどこに居住、転居されても一目でわかるようになるかと思います。

私から質問ですが、10月の初旬頃から、マイナンバーの発送が始まると理解しています。こちらは、英語の説明なども添付して発送されるのでしょうか。企業側も番号回収の義務がありますので、外国人がもらっても捨ててしまうケースというのは避けたい次第です。もしおわかりになる方がいらっしゃいましたら、教えていただければと思います。

○山脇委員長 ありがとうございます。

2つ、御質問があったかと思います。1つ目は、保育園入園の手続の例があったんですが、そういったフォーマットでしょうか、書式を区市町村で統一をすることが可能なのかどうかということ。

2番目は、10月に始まるマイナンバー制度で、外国人への通知がどのようにされるのか。行政関係の方で、おわかりになる方、よろしいですか。

○石綿委員 今、2つあったと思うんですけども、ツールというか、様式とかの統一ですね。ツールでも、行政側のツールもそうなんですけど、様式に関して言えば正直な話、かなりつらいところがありまして、例えば印鑑証明のようなものも、全部、区のマークが入っていたり、市のマークが入ってたりも含めて、様式が微妙に違います。戸籍はほとんど同じだと思います、国の業務なので。

ただ、いわゆる申請書類について言えば、先ほど保育園も出ましたけれども、ほとんどばらばらではないかなと思います。これ、いい悪いは別にして、自治体の共同管理システムがつけられているようなところであれば、例えば一部事務組合をつくったりとか、共同開発という形で電算システムが開発されていけばいいんですが、例えば住基システムも、順次できるところからやっていって、それぞれの自治体が、地方都市によっては単独開発できないので、市町村とかが共同開発したりしていますけど、まず、このデータシステムが全部ばらばらです。23区でもメーカー自体が違うし、ソフト自体がパッケージ部分とオリジナル部分が違うので、カスタマイズされている部分は違ってしまっています。これはかなり厳しかったです。23区のように、割と、いわゆる東京都の中での自治権確立が遅かったところであっても統一できていません。私が知っている限りでは、当時は一番権限が強かった旧建設省が、道路占用許可については政令で決めましたので、市の名前とかが違うだけで、基本フォーマットが同じになっています。そういうような、何というんですか、

国道もあり、都道もあり、区道もあり、市道もありというような系列があつて、ぼんこの様式で、要するに、国道に出すときも、市町村道に出すときも、同じ仕組みだということころは統一の様式というのがあるんですけども、なかなかそういうのは、いわゆる国の事務的なもの以外はなかなか難しく、例えば保育園なんか、隣の区とは違う様式です。それは、例えば待機児童の数が違ったりとか、いろいろなこともあつて、微妙に審査基準が違ったりしているので、本当は、だから最初のスタート時点でやればいいんですが、なかなか難しいと思います。

それから、2番目のマイナンバーについてなんですが、これも国からガイドラインとかいろいろ出て、東京都は東京都の単独の組織を持って、出すのは区市町村だと思います。標準様式は出ると思いますが、多言語に関して言えば、先月聞いた時点ではまだ明確ではなかったです。そのとき、私がお願いしたのは、障害者の方に出すときも、例えば視覚障害者の方に墨字で書いても意味がないので、点字で、これは区役所からの通知ですと。

だから、内容的にわからない場合は区に来てくださいというような文言だけでも重要で、区役所に来てくださいというだけでも効果があるので、例えば多言語ができなければ、表書きのどこかに、これを持って区役所に来てほしいというものだけでも多言語で入れてほしいというお願いはしたんです。10月から発送なのに、もう間に合うかどうかはわかりませんが、せめて表書きの1つだけでもやれば、受け取ったほうとしては、持って区役所に行く、市役所に行けばいいというだけわかれば、まずはそこで説明が聞けるということだけでも効果があるのかと。これがごみ箱に捨てられると、悪用されるかどうかはわかりませんが、非常にまずい個人情報の最たるものになってしまうので、それだけは危機感を持って取り組んでほしいとはお願いしました。

それから、先ほどちょっと出ていたんですけど、ワンストップサービスのような形で外国人の方が、今までは、例えば転入してきたときには住民登録をする。少し前だと外国人登録をするということなんですが、そのときの窓口の統一というのができていれば、これはよく行政のワンストップサービスということを言われるんですけども、例えば、たまたまなんですけれども、目黒区では私どもの協会が請け負って、外国人の相談窓口というものを常時開設しています。英語は常時いるというような形で、全ての言語に常時対応できるわけではないんですけども、そこで、まずは来たときに総合案内から回されてきて、大抵は転入ですと言えば、住民登録、年金とか健康保険、お子さんがいれば学校や幼稚園、保育園、その辺のルートがほとんど決まっていますので、その相談員は、ある程度研修

をさせていただいているので、完全ではないですけども、いきなり一般窓口に行くよりは、まずは外国の方で転入の方はこちらへというような、そういったちょっとした工夫、そこで、できれば、今、全部ではないですけど、例えば中国語、韓国語は、市のサービスのピアサポートと同じで、できるだけその国の方に相談員になっていただくと。母国の相談員になっていただくという工夫をしてやれば、なおいいのかなと思っています。

○山脇委員長 どうもありがとうございました。

マイナンバー制度に関しては、内閣府で、英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語での相談のナビダイヤルというのは設けているようで、最近、各自治体に外国人への発送に関する通知が出たかと思えます。

○鈴木靖副委員長 一応出ました。ちょっと問題がありますが。

○山脇委員長 あと、どうぞ。

○長谷部委員 済みません、たまたま昨日、発見したんですけど、今、内閣府のホームページを見たら、26カ国対応が出ているということなので、もちろん英、中、韓ぐらいはあるんですが、それ以外にベトナム、カンボジアとか少数言語、26カ国語で情報が出ているということで、今、ちょっと私も確認してみたので、内閣府のもうマイナンバーと検索すると、そこに飛ぶようになっているみたいなのです。ただ、これは当然自分でアクセスしなければいけないので、マイナンバーがありますよ、じゃあ、何なんですかというところまでは誰かがサポートしてあげなければいけないかと思うんですが、そういう情報は出ているみたいです。

○山脇委員長 ありがとうございました。

○山脇委員長 では、生活支援、コミュニケーション支援のほうに戻りたいと思いますが、金委員、何かここまでの中で御発言されたいことがありましたら、いかがでしょうか。あるいは、留学生としての生活支援に関して、留学生が感じている課題とかニーズとかがありましたら、御紹介いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○金委員 留学生として感じた不便とかは、正直なところ、余りないですね。だから、留学生として日本で勉強ができるぐらいであれば、日本語がある程度できて、日本の生活に対する理解もある人たちなので、私が直接的に感じたことではなくて、意外と区役所とか市役所での不便は余りなくて、銀行とか、一般の企業で感じる、クレジットカードとか、そのようなところの不便がより多くて、それは自分で感じた不便に関する内容で、ちょっと私が話したいのは、生活支援のところ、2つ目のところで、外国人の子供に対する学

習などの支援というところがあるんですが、これは外国人家庭の子供だけの話ですか、それとも、多文化家庭の子供も含む議論になるんですか。

○山脇委員長 もちろん、どちらも含めて御発言いただいて結構です。

○金委員 でも、やはり多文化家庭の日本人と結婚して、日本人と外国人が結婚して生まれた子供は外国人ではないですけれども、やはり何か家庭の文化の中で、2つの文化の中で生まれる子供なので、そのような子供に対する支援とか、その結婚のために日本に来て生活する女性たちとか男性たちに対する支援のところも一緒に考えてみたらと思います。

以上です。

○山脇委員長 ありがとうございます。

先週、台湾に行っていたんですけども、国際結婚した外国人やその家族に対する支援の体制が進んでいまして、韓国でも多文化家族支援センターという、そういう組織が全国の自治体に設けられていて、韓国も台湾もこの面では日本より大きく先に進んでいるのではないかと思います。ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。王さんは、先ほど、今の体制のままだと、外国ルーツの子供たちの日本で活躍する場は、とても実現しないだろうという御発言があったかと思いますが、けれども。

○王委員 そこまで断定はしなくて、活躍できる人はしているんでしょうけれども。

例えば、教育の面でも支援が必要だということと、実際に日本語の支援をどうするかとか、あるいは高校進学の際があるというときに、それぞれの部局でのやり方が多文化的な施策に沿っているのか、沿っていないのかという視点でみると何か道が開けるのかもかもしれません。要するに、問題を聞いてくれて、じゃあ、具体的にどうしましょうかと考える場があれば、少しずつ前に進むのかなと思います。それぞれの部局で外国人のことだけを構っているわけじゃないですから、当然日本人との公平性だとか、そういうことのほうが考え方としては強いわけで、その中でどうしたらいいかというのは、弱者の支援側からしたら、なかなか納得できないところが大きいわけですよ。

だから、そういう弱者の視点も何らかの形で生かせないとなかなか難しいですね。やっぱりどんな文章を見ても文言を見れば、どれだってきれいに決まっているわけだから、ああ、東京都もこういうのをつくりましたねということで終わりです。個々の子供たちを含めての、じゃあ、日本語の支援をどれぐらいしているのかとか、あるいは具体的に来年度から都立高校の入試が5教科になると。5教科になる中で、多分3年以内の外国籍の子供

だけは辞書の持ち込みと、時間延長が可能になりましたが、私たちから見たら、多くの子どもたちの入試にほんとうに役に立つのかといったところの見方から隔たりが大き過ぎています。その穴を埋めていける何かがないと問題は広がるばかりです。高校入試では、教科の問題文が理解できるのかという問題以前に、日本語でさえなかなかみんなできないと言っているところですから。現実には日本語支援が必要とする段階の受験生がいて、日本語の支援をしているわけです。それから母国でも学習してきた数学と英語の入試問題文を理解できるようにフォローしている現状なわけです。学習言語の国語や理科、社会だのをフォローできるレベルではないのが現状です。そうした検証をどういうふうにしていったら、何が改善になるかというのをやっぱり明文化していくとか、都はこういう考えでこうなんですということで、何かそういうのをつくっていかないと、個々、頑張っている子供たちも、頑張りようが今はなくなりつつ、5教科受験を来日3年未満の子が、とても日本の子と同じ問題で競ってやるというのは、道を閉ざされる子は必ず出てくるというふうに思っています。

○山脇委員長 今、1つの具体例として、高校進学の問題にスポットを当てていただいたわけですが、そうすると、例えばそういった課題に関しては、東京都にどういうことを期待しますか。例えば都立高校の入学に関して、外国人生徒に関する特別枠を設けるような、そういったことを期待しますか。

○王委員 もちろん特別枠もつくってはいるので、実態がどうなのかとか、そういう調査を含めて、データをしっかりつくって出してもらいたいというのはあります。

今でも教育委員会の外国籍の子供たちについてのデータは、特別永住の子供とニューカマーの在留資格の子供を一緒くたにしているものですから、進学率も実際はわからないわけですね。学年別もないですし、進路について、どの子も東京都の教育委員会が責任を持つとしたら、何で外国籍の子供は学年別のデータがなくて、何人高校へ入ったかも、いつまでたってもつかめない。そういうデータをもっとしっかりつくって開示してほしいなというふうには、そこからはか始まらないかなとは思っています。

○山脇委員長 どうもありがとうございました。

外国人の児童・生徒、あるいは外国ルーツの子供たちに関して、まずは実態を把握する、そのためのデータをとり、また、それを公開していく、そこから始める必要があるのではないかという御意見をいただきました。今の点に関して、あるいはほかの点でも結構ですが、いかがでしょうか。

○鈴木靖副委員長 済みません、直接は王さんと絡まないところもあるんですけども、外国の方の日本語、それから学習支援というのは、大人の方のものと、それから子供の方のものと、2つの側面があると思います。特に子供の方について言うと、これは生活文化局だけで解決する問題じゃなくて、完全に教育委員会の問題なんですね。学校教育の中で、どういう形でそれがきちんと保障されていくか。既に文部科学省の方で、「特別な教育制度」という制度化の指針をもう出していますし、また、日本語を母語としない子供向けの学習カリキュラムも既に出している中、東京都の教育委員会も、例えば現場の先生向けに、その研修も既に始めている。東京都の教育委員会が、市区町村の実際の現場の先生方に、または学校に、そういうものに基づいて、どういう方針としてやっていくのかというのは、ほとんど見えないというような状況があるものですから、それがきちっとしないと、多分学校現場でいつになっても、その問題は引きずったままになるだろうというふうに思います。

まず、子供のというところと言うと、そこがまずベースにあって、次の段階で、今、王さんがおっしゃられたような、例えば高校進学だとか、そこら辺をどうするかという問題ももっと出てくる。それも無視できないような状況ですが、まず、学校のところをちゃんと把握しないと、多分何もできないと思います。

○山脇委員長 それは、まず小中学校の義務教育課程で、外国人児童生徒をどういうふうに教育するか、東京都としての指針のようなものがはっきり示される必要があるというわけでしょうか。

○鈴木靖副委員長 そうですね。だから、市区町村もきちっとその体系に立ってやっていくという体制がとれないと、まずいと思います。

○山脇委員長 ありがとうございます。

○長谷部委員 済みません、今、大体鈴木委員のほうから発言が出たので、大体同じようなことを申し上げようと思っていたんですが、あともう1つは、先ほど金さんからおっしゃられたように、どうしても外国籍と言うと、外国人しか載ってこないんですけど、いわゆる日本国籍を持っているのに、日本語が不十分という子供がかなり問題になっている発想とすると、その子たちが、もう一つ言えば、東京都さんが管轄で発揮できるのは、多分高校以上ということになると思うと、そこに中学校から進学していくときにどういう施策を打っていくのかというのは、外国籍プラス、山脇先生が何度も外国ルーツというふうにおっしゃっていますけれども、つまり、日本国籍を持ちながら、日本語がしっかりしてい

ない子たちも、できれば何とかサポートするような精査結果が出るといいのかなというふうに思っております。

○山脇委員長 ありがとうございます。

ほかにかがででしょうか。教育問題、委員の皆さん、関心がかなり高いようですけれども、残り時間、あと 40 分弱となりましたので、ほかのテーマでも結構です。いかがでしょうか。

○鈴木昭彦委員 今の 2 番、3 番の話かと思うんですけども、基本的にこの 2 つは、その上の多文化共生の地域づくりの内容にある意味ではなりますね。それが 2 番、3 番ができれば上が達成される形になるかと思えますけども、私は、生活支援のほうは特に医職住といいますが、「い」は医療のほうですね。メディカルの「医」でしょう。「しょく」食べるほうじゃなくて仕事です。そこで「住」をどう保障するかということですね。本当に家探しは大変ですね。特にアジア系の方が探すというのは大変で、私は、以前ですが、40 件当たって全部断られました。ある方が入りたいというので、それで当たってみたんですけど、入ってはみたんですけども、大家さんがやっぱりノーという傾向がありますね。不動産屋さんは全然構わないんですけども、だから、住の保障というのは、本当に留学生の方もそうですし、働く方もそうですが、大変です。

○山脇委員長 今おっしゃるのは医療のほう。

○鈴木昭彦委員 医療のほうの「医」ですね。ですから、それをこれからちょっと申し上げますけども、医療の「い」で、それから「しょく」は仕事です。それから「じゅう」は住まいですね。その 3 つが制度支援の内容になるんじゃないかと思えますけども、それをどれだけ保障できるかですね。なおかつ、そのガイドラインといったものを示していきたいというふうに思うのが 1 つと、それから、専門性の高い分野ということで、・・・医療ですけども、例えば都の都立病院とか、女性センターとか、児童相談所とか、そこに通訳を派遣、用意するというお考えはございますか。

○山脇委員長 都立病院に医療通訳を派遣するようなことが、今後、可能なのかという御質問でしょうか。

○山崎課長 今、都立病院の中でも、実際に非常勤職員として通訳の方を雇っておりますので、都立病院のほうはかなり進んでいるんじゃないかなというふうには思っています。病院経営本部の方はいらっしゃらないので、詳しいことは言えないですけど。

○鈴木昭彦委員 児童相談所はどうでしょうか。

○山崎課長 児童相談所は今、確認できないのでわかりません。申し訳ありません。

○山脇委員長 鈴木さんとしては、そういった例えば児童相談所のような組織にも、きちんと通訳を派遣されるようなシステムが望ましいとお考えでしょうか。

○鈴木昭彦委員 そうですね。はい。

○山崎課長 ごめんなさい、やっているそうです。やっています。

○山脇委員長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

○浅岡委員 医療の話が、今、出たところで、八王子の国際協会でも、医療通訳ボランティアの養成に取り組んでいるところですが、やはり課題があって、医療通訳ミスによる瑕疵に対してどう担保されるのかというところです。要は、ボランティア保険では担保されないということが明らかになっていて、スキルの課題もあると思いますけども、制度的にもし賠償責任が生じたときに、誰がどう補償してくれるんですかという問題があります。そうすると、もう自治体レベルで人を集めて、どうこうなるという話じゃないですよという話をしているところです。日々、派遣があるわけでもないのに、広域的な対応というものが必要なんだろうと思うところです。そういった広域的な対応というのは、やはり東京都さんのレベルで人材を確保するような仕組みづくりが必要と思うところがあります。

あと、住居の問題ですけども、外国人であるということを理由に断られるという事例があります。これは1件1件、草の根の対応も必要なのかもしれませんが、例えば不動産業界の上部団体への働きかけも、市町村レベルではなくて、東京都さんとして、上部団体へしっかりと指導をしていただくというようなことも必要なのかなと思います。不動産屋や家主さん等へも浸透するような働きかけというのは、広域的に東京都さんにしっかりとやっていただくような体制づくりが必要なんだろうと思うところがあります。

以上です。

○山脇委員長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

○森田委員 先ほどの住居に関してですが、アパート経営をしている方のお話で、外国人に貸していた部屋が修復が必要になるほどの使われ方をしたため、それ以降は、外国人に部屋を貸さなくなったということを耳にしました。日本のマナーやルールに合わせて家を使うというような案内みたいものが、役所のほうから何かあると、もしかしたら持ち主

側も受け入れやすくなるのかなと思います。

○山脇委員長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

山崎委員は、生活支援の部分、何かございませんか。

○山崎委員 今の住居の件で、前回もお話をしたんですけども、やっぱり今、お話ありましたように、例えば中国のときに、退去するときには、もうそのまま退去していいというか、きれいにしなくていいとか、そういうふうにルールがそもそも国ごとに違うということをごち側も理解していなくて、借りた本人も理解していなくてということが、齟齬になってしまうということが結構うちでも発生しています。

○山脇委員長 社員の方で？

○山崎委員 そうですね。でも、借りるときは、弊社は借上社宅なので、借りるのは全然普通に借りられるんですが、出るときにそういうことがあって、大家さんからクレームが発生したりということがあって、社員には、こちらから伝えるようにしているんですけど、やっぱりそもそもそういうふうにルールが違うということを理解していないと、対応ができないというのがあって、それがどこのタイミングでやるべきことなのかというのは難しいかもしれないですが、やっぱり社宅制度のある企業に対しては知りたい内容でもありますし、本人も知っておくべきだと思うし、大家さんや不動産屋さんも、ぜひ一言、言ってほしいとか、注意していただきたいということもあるので、包括的にやっていただけないのかかなと思います。

○山脇委員長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。あと 30 分を切りましたけれども、よろしければ、推進体制のほうに、前半でも都と区市町村の役割分担について幾つかコメントがありましたが、こちらに移ってもよろしいでしょうか。もし、何かどうしても戻りたければ戻っていただいても結構ですので、最後に、この推進体制の整備、行政、企業、教育機関、都民などの間での役割分担、また、行政の中での東京都と区市町村の関係も含めて、御意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

○丹委員 少しだけ東京都にお願い、意見とすれば、コミュニケーション支援、日本語教育支援において、やはりちゃんと資格を持った先生方が教えるだけでは間に合わないと思うので、やはりボランティアの方々の力が大変必要だと思います。そのボランティアの募集というのが、各区市町村だけで任せると限界があると思うんですね。私がこのアンケー

トを見て、大体回答者はほとんど高齢の方が多くて、じゃあ、今までボランティアの方々、どこから皆さんが来ていらっしゃるのかなと思って、それならば東京都でも、ぜひ日本語ボランティアの募集というのも東京都から発信していくというのもいいのではないかと思います。

また、ボランティアとなると、大体もう仕事は一旦落ちついた方、もう退職の方ではやはり高齢の方ですね。これもどこかで聞いたことがあるんですけども、共通はボランティアの先生が毎週のように変わってくる。ですから、勉強した内容はまだ終わっていないのに、また違うと。ですから、継続的に同じ先生に学べないという事実があつて、また、じゃあ、教室の外ではどうするかというと、やっぱり教室内だけで終わり、外へ出たら、また外国人はそれぞれ自分の自力で頑張らないといけないのはもちろんだけれども、やはりまだ不安がいろいろあつて、既にあるかと思うんですけども、日本語のパートナー制度というのが制度化されているかどうかはわからないけれども、日本語パートナーというのを聞いたことがありまして、要するに、教室外での、誰かがいつでも、学生さんでも、大人の方あるいは会社員の方でも、それは外国人の日本語パートナーになって、教室外でも一緒に出かけたり、一緒に日常的な話をしたり、実際に買い物に一緒に行つて、例えば商品のパッケージに書いてある内容を、材料の表示の内容とかを一緒に読んで、こういう漢字はこういう意味だよとか、すごく細かく本当に生活に密着したことを、やはりそういう日本語パートナーの方にしかお手伝いいただけないのかなとは私は思います。それも、もし東京都のほうから、そういう1、2世の人たちにとって、日本語パートナー制度というのをすれば、募集もかけて、地域住民だけにとどまらず、本当にどなたでも、学生さんが一番いいかもしれないし、また、中学生でも、高校生でも、オーケーということもいいと思つて……。そういうボランティア募集、日本語パートナーの募集というのは、東京都のほうから、ぜひイニシアチブをとっていただきたいと思つています。

○山脇委員長 どうもありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。都と区市町村の役割分担、あるいは民間との役割分担、あるいは連携ということもテーマに入ってくると思つています。あるいは、今回、企業等、その役割分担の中に入つています。どうぞ。

○山崎委員 役割分担というのとはちょっと違ふかもしれませんが、社員として雇用したりだとか、アルバイトとして雇用したときに、やっぱりマニュアルを多言語化するというのはすごく必要になってくるんですが、なかなか弊社で、そんなにたくさんの人数がい

るわけではないので、例えば1カ国1人とかだと、その人に教えたくても、その言葉でマニュアルをつくることができないというような事態になって、結局、細かいニュアンスがうまく伝わらなくて。

○山脇委員長 言われているのは仕事のマニュアルということですか。

○山崎委員 そうです。というのがあるので、できれば、そういうのを支援してくれるような何か仕組みとかがあると、大変助かると思います。

○山脇委員長 例えば少数言語に関して、都から翻訳をサポートしてもらおうとか、そういうことでしょうか。

○山崎委員 そうですね。そういうのをちょっと多少期間を設けてもらって、仕事の内容とかもわかった上でやっていただけるようなのがあると、すごく助かるというか、やっぱりただ翻訳するだけでは、ちょっとニュアンスが違ってしまうこともあるんですが、日本人がそれを見てもわからないので、そういうところが、例えば中国の方とかだと人数が多いので、何人かでチェックすることが可能なんですけれども、なかなか少ない国の方だと、そういうのをつくるのも難しいところもあって、この前も、例えば「領収書」という日本語も、外国語にしたときにはうまく伝わらないという話を聞いて、そういうのって日本人の感覚ではちょっとわからないので、そういう支援があると助かるということ。

○山脇委員長 そのサポートというのは、無料のサポート、有料のサポートでしょうか。

○山崎委員 安いにこしたことはないと思います。

○山脇委員長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

○浅岡委員 推進体制ということで、行政、企業、民間、種々、いろいろなところがある中で、八王子に限らないのですが、やはり民間の方々が、草の根の力として非常に力を発揮していただいていると感じているところです。しかし残念ながら、経済的に安定していないといえますか、市の補助金なり委託費に依存しているようなところがあります。市もなかなか十分な資金を出せないような事情がある中、そのニーズとしては、どうしても経済的な下支えをしなければならないと思うところです。ちょっとお金の話になって恐縮なんですけども、そういったものをきちんと最低限のニーズを支えるような補助金なりの制度が、広域的にできないものかなと思うところではあります。そうしないと、組織そのものがいずれ立ち行かなくなってしまうのかなというような危機感すら感じるころです。

○山脇委員長 現状では、そういった都の仕組みは全くないということでしょうか。

○浅岡委員 少なくとも、今、そういったものを活用していないところではあります。先進的なものについては補助という制度はあると思うんですけども、いわゆるベーシックな本当に外国人にとって必要なものというんでしょうか、下支えするような制度構築がされないものかなというふうに思っています。

○山脇委員長 それは例えばどんなことを指していますか。

○浅岡委員 優先順位を考えると、やはり日本語教育というものが全てに優先するのかなと思いますので、そういったものに対しては一定の補助をいただけるような制度構築がされると、より安定したものになるのかなと思うところではあります。

○山脇委員長 ありがとうございます。お金がかかる問題なので、相当難しいかもしれませんね。

○王委員 言葉の問題で、通訳とか翻訳とかというのは、多分使えば使うほどうまくなるので、最初は下手なんですよ。それで、先ほどから出ている、特に途中から母国から日本に来て、15歳、16歳とか、大学生の話ですが。日本人でも、いろんな語学の勉強をしたり、外国に駐在していて元々はそこで覚えた言語が使えていても、みんな忘れていって、最後は使えなくなるという非常にもったいない現象があります。できている人たちがいてどうやってもっともっと実際に使える場をつくることができるのか。例えばボランティア活動での通訳・翻訳をポイント制度で評価してもらおうとか、専門学校とか大学入学のときに点数化するとか、それに多少のバイト代でも入れれば、十分日本語と母語を持っている、あるいは、ひとりで3言語、4言語できる若者もいるので、そういう若者がより言葉を使おうという意欲を持てるような仕組みというのがあれば、もっともっとうまくなるというふうに思います。

ですから、私も韓国に、さっき、山脇さんが言った、多文化家族支援センターとかへ行きますと、もういっぱい翻訳本が出ているんですよ。多言語ですし、誰がやっているかという、やっぱりその国の人たちが一緒になって一生懸命やっているから、たくさんできるんです。たくさんできれば、韓国だったらハングルと、中国語とか、日本語とか、そういう仕事が増えるので、言葉も活性化するのかなと思います。やっぱり日本はどうしてもかっちりしたものをつくりたいというのがあって、多少でも間違いがあったら困るなという意識がとても強いので、そういう意味での言葉の上でうまくなれるシステムというのなかなか難しいとは思いますが、ちょっと緩やかに見ていただいて、育てる考えがあ

れば、もっといろんなところで活用して、言葉が生きてくるのではないかなという気がします。

○山脇委員長 ありがとうございます。

先週行った台湾でも、移民の第 2 世代の母語教育にかなり力を入れていたようでした。ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

○岸本委員 先ほど外国人支援の団体について、財政的な問題という点をお話しされましたが、私の視点では情報の問題という点を挙げます。1 つは民生委員のような公的に任命された職務の人たちが、例えば「外国人が実際にそのエリアの中のどこに住んでいるか」という情報を保有していないので、より親身になって相談できるチューター制度のようなものを設けてほしいということが私の願いです。

実は私も学生時代、在学していたのは外国語学部で、長谷部先生の本務校でしたが、実際に留学生に対してチューターとしてサポートしていました。その際には単なる日本語のサポートだけではなく、留学生の生活つまり買い物から役所での行政の手続きまで全部手伝うことがありました。そういう経験というものも学生にとっては、自分の能力で社会貢献していることに気づく良い機会でした。自分の大学では、当時は 26 言語の専攻語があって、専攻語だけではなく日本で普通に暮らしていたら使い道のないようなマイナーな言語まで、実際にどのように活かせるのかわからないまま学んでおりました。…私もマイナーな言語だったのですが。

○山脇委員長 何語で。

○岸本委員 私はロシア語だったのですが、ほかにもビルマ語やラオス語など、たくさんありました。そのような学生の視点からも、言語能力が実際に就職に役立つだけではなく、地域の外国人のために活かせるということがわかると、ボランティア精神というものも生まれてきます。現在、たしか調布市や府中市の小学校にて、大学生たちが外国人の小学生に対する学習の支援として、隣に座って作業のサポートをしたり児童の母国語で教えてあげたりするというのもありました。そういった制度について私は、大学と区市町村のタイアップでしかできないのかという認識でしかなかったのですが、もう少し広げて、東京都全体でそのようなチューター制度というものを設けていけたらいいのではないかと思います。

以上です。

○山脇委員長 ありがとうございます。

長谷部委員、何か補足がありますか。

○長谷部委員 補足、そうですね。ちなみに、多分調布市と府中市でやっていると思います。東京外国語大学、府中市にあるということ。

なかなか難しいのは、東京都のチューター制、今言ったのも調布と府中という、どうしても基礎自治体で何かをやるときにお手伝いをするということは、地元があれば、ぱっと行けるんですけど、じゃあ、それが東京都とどうつながっているかというのは非常に難しいかなという部分があるので、おっしゃるように、ちょっと広域で東京都さんが何ができるのかということはやっぱり考えていながら、お話をしたほうがいいのかというふうになんか思っています。

ごめんなさい、じゃあ、ついなので、そのまま発言をさせていただければと思ったのは、今、住まいのお話を聞いていて思ったんですけども、大体の生活、留学生と企業にお勤めの方というのは、それぞれ、大学と企業さんがある程度はカバーしてくれますよね。今、山崎委員のほうも、借り上げの住宅を持っているので、多分その入居のところではつまづかない。ただ、出ていくところではつまづいてしまうとかというようなことがあって、そうすると、ある程度のところは、東京都がやらなくても、企業なり大学なりが全て責任を持ってやっているはずというふうに思うと、じゃあ、そこができないところって何だろうという考え方をしていくのがいいのかというふうに聞きながら、思っていました。

住まいの話なんかだと、先ほど、例えばマニュアルのようなものがあって、それがある程度多言語化されていけば、未然にそういうトラブルをなくしていくことができるというようにあるのかなというふうに思いました。

これはちょっと東京都さんの話じゃないんですが、神奈川県で県営住宅なんかは、ある程度、各国語で入居のマニュアルとかができているので、その都営住宅でも、そういうようなマニュアルが多言語化されていけば、それを逆に民間に活用してもらおう。そういう情報提供をしていくなんていうのは、東京都しかできないことなのかなというふうに思っているのが1点です。

それに絡んで言うと、やっぱり通訳とか翻訳といった、いわゆる本当に多言語のサポートが必要などというところ、各基礎自治体というのは、それぞれ、多分住んでいる方の国籍も偏りがあるということになるかと思うので、ある市では中国、特に中国人は多いんですけど、ある市では、例えばカンボジア人がいるけど、この市ではないとかということ

になると、そうではなくて、東京都さんが割と広い言語で通訳とか翻訳のサポートをするような仕組みがあるとかってなると、どの市町村でも都を頼ることができるのかなと、聞きながら思っていました。

もう一つが、やっぱり先ほど来、王さんとか、皆さん、教育の話をしていたんですけども、これもやっぱり東京都と基礎自治体との連携がすごく必要かなというふうに思いながら聞いていました。というのも、基本的に中学校までは義務教育なので、外国籍の子供だろうと、外国ルーツの子だろうと、一応行ける。ただ、そこから上に進むというのが多分難しいでしょうし、あとは、もう途中から編入してくる、超過年齢になってから来た子供たちというのが、都が見ている管轄の分野になるのかなというふうに思うんですけども、そのときに情報の例えば提供ですとかというのが、その各区市町村さんによってばらつきがないように、都の都立高校はこういうところですよみたいな情報が行き渡るような仕組みとかがあると、連携してどの市町村からも都立高校にうまく外国につながる子供たちが上がっていけるというようなことのサポートになるのかなというふうに思って聞いておりました。

以上です。

○山脇委員長 ありがとうございます。

あと10分を切りました。

○鈴木靖副委員長 行政におりますと、難しいというのはよくわかった上で言うんですけども、恐らく多文化共生のこの施策を推進していく体制ということで言いますと、例えば新宿区では、私どもの課はありますが、それぞれ業務自体は教育委員会がやったり、また、こども家庭部がやっている。さまざまところがやっているわけです。その庁内の推進会議みたいなものを設けて、やはり庁内で、統一してやっていかなきゃいけないという意識は共有化されている。

東京都のほうでは、今回の指針に基づいて、そういった体制を組むとか、何かそういったお考えがあるのかどうか。というのは、先ほど言いましたように、例えば子供の学校の問題だったら、完全に教育委員会の問題になるものですから、提言ができたにしても、実行が生活文化局で、どこまで責任を持てるのかというと、言いつ放しになってしまう危険性があるだろうと。

それから、あと、企業の方との協力ということになっても、恐らく産業部局ですとか、労働部局等のやはり部局の問題というのは相当大きいものですから、提言はできたにして

も、それをどういうふうにそれぞれの部局で受けとめ、施策に反映するのかどうか、問題はそこのところだと思いますが、その辺は何かお考えはあるのかどうかですね。

○山脇委員長 都庁の中の施策の推進体制がこれからどうなるのかというところで御質問がありました。

○山崎課長 第1回のときからお話していただきましたように、生活文化局だけで何とかできる問題じゃないので、そのいわゆるかじ取りとといいますか、調整とといいますか、それを生活文化局はやりながら、都庁全庁の中でどう進めていくのかということをやっていくのかなと思ってまして、そういうこともありまして、オブザーバーでいろんな局の人にも入ってもらっています。

○山脇委員長 新宿区の場合は、庁内に横断的な連絡会のようなものがあるのですよね。

○鈴木靖副委員長 そうです。

○山脇委員長 東京都にはそういったものはあるんでしょうか。

○山崎課長 多文化共生でまだそれはできていないですけど、ほかにも都庁内で、局単独でできない事業というのはいっぱいありまして、そういう横断会議的なものはいっぱいつくっていますので、それに倣ってつくっていくかなと思っています。

○山脇委員長 じゃあ、今後、多文化共生分野でも、そういう庁内横断的な連携が期待できるということ。

○山崎課長 そうです。当然やっていかなきゃいけないと思っていますし、そこは多分、多文化共生の指針ができる後の次の施策を実行する段階での話につなげていかなきゃいけないと思うんですけど、まずはどういう目標を立てるのかというのは、この委員会の中でつくっていただいて、それから具体的な事業の話が進んでいくのかなと思っています。

○山脇委員長 ありがとうございます。

ほかに御意見はございますか。

先ほど、都に対して広域で調査をしてほしいと。1つは、学校教育の分野での実態調査というお話があったんですが、何かほかに、こんな調査をしてほしいとか、そういうお考えがある方があれば、伺いたいと思います。

○王委員 調査の話ではないですが、この施策に関して、例えば基本的人権を等しく有しているという観点を出していただけると、住居の問題とか、いろいろありますけれども、都はどの立場に立って物事を考えていくかというときに、やはり子供で言えば、学習権の問題も含めて、どの立場をとるかで、その他の部局に対して、どういうふうに都がしてい

こうかというところで多少は意味がつかれるとしたら、そういうふううたっていただけたら助かるかなと思います。

○山脇委員長 都の人権施策との連携と申しますか、横のつながりですね。そこが必要ではないかということでしょうか。

あと、何回か、外国人の日本語学習に対する支援のお話がありましたが、国だと、文化庁があつて、そこでいろいろ、教材とか、カリキュラムとか、マニュアルづくりが進んでいます。東京都では何かそういった日本語学習を、区市町村に対して支援をしていくような、そういう体制づくりは可能でしょうか。

○山崎課長 済みません、それは具体的な施策の話になってくるので、今現在、教育委員会で、小学校、中学校で、職員の加配の部分で。

○山脇委員長 子供の日本語教育の課題はあると思うんですが、先ほど出たのは大人の日本語学習の問題だったかと思います。国でも子供の日本語学習のところは文部科学省が所管していて、大人のほうは文化庁が所管して、分担になっていますが、東京都としては、そのあたりはいかがでしょうか。

○山崎課長 具体的に、今、どういうことができるかはわからないんですけど、そういうのをやることによって、多文化共生の社会実現に進めていくのであれば、何らかの形をとっていかなきゃいけないかなというふうに思います。それを全部、例えば東京都だけでやるのか、さっき言ったネットワークをつくって、いろんなところとの連携体制をとりながらやっていくのか、いろんなパターンがあると思います。その具体的な話というのは、その課題を整理した段階で考えていかなきゃいけないかなというふうには思っています。それを今後、その役割分担も含めて、都がどこまでやる、区市町村さんほどどこまでやる、交流協会さん、支援団体さん、それから民間企業さん、一般の方々、全体がどうやってうまく連携をしていくのか、また、それによって、どういう社会をつくっていくのがいいのかというところを考えていかなきゃいけないと考えています。

○山脇委員長 ありがとうございます。

残念ながら、予定の時刻が参りましたので、もし、御発言されたいという方がいらっしゃらなければ、ここで。

では、短く1分以内でお願いいたします。

○石綿委員 今の最後の大人の日本語教育の関係では、多分卑近な例で、また目黒なんです、ユネスコが教育委員会から委託事業を受けていて、「初めての日本語」というのをや

っています。それがたまたま目黒に、昔、中国帰国子女の入居施設があったので、そこへ行って教えていたときから始まっているんですが、それが都の補助金とか、国の補助金とかがあるかどうかまではちょっと記憶がないですが、もう長年、20年ぐらい続いていると思うんですが、年2回ぐらいのコマで、初めての日本語というのをそこでやって、そこである程度話せるようになった方たちを私どもの交流協会のほうで引き受けて、もう少し会話のブラッシュアップとか、そういったことでマンツーマンの指導をしている。そんな関係プレーはやっている例があります。ただ、補助金があるかどうかまでは、ちょっと確認できていません。

○山脇委員長 ありがとうございます。

それでは、これもちまして、本日の議論を終了したいと思います。

次回、第3回までに、今日、皆さんに御議論をいただいた内容を踏まえて、事務局と相談しながら指針の素案をつくって、次回にお示ししたいと思います。この本日の限られた時間を出し切れなかった御意見がもしあれば、事務局のほうにまたメール等で御連絡いただければ、できるだけそういった御意見も取り入れられるようにしたいと思います。

あと、事務局のほうで、今後、ヒアリングをすることになっていまして、ちょっと御説明いただきたいと思います。

○山崎課長 現在、事務局におきまして、基礎資料とするために、都内の区市町村、あとは支援団体の方々、大学とか日本語学校などの教育機関、他の道府県、大使館等にヒアリングを今やり始めているところでございます。このヒアリング等の結果につきましては、次回の委員会の前にまとめまして、皆様方にお送りさせていただきますので、参考としていただければというふうに思っております。よろしく申し上げます。

○山脇委員長 ありがとうございます。

次回の委員会ですが、11月の上旬から中旬を予定しています。前回同様、事務局からメールで日程調整が図られると思いますので、よろしく願いいたします。

その他、何か事務局からございますか。

○山崎課長 大丈夫です。

○山脇委員長 よろしいですか。

以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。委員の皆様、本日、長時間にわたり御議論をいただきまして、ありがとうございました。

午後4時58分閉会